

第4章

総合方針（分野別方針）



- ① | 土地利用・市街地整備方針
- ② | 道路整備方針
- ③ | 交通整備方針
- ④ | ユニバーサルデザインのまちづくり方針
- ⑤ | 防災・減災・事前復興まちづくり方針
- ⑥ | みどりと水のまちづくり方針
- ⑦ | 景観まちづくり方針
- ⑧ | ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針

ゼロカーボンシティ*を目指すまちづくり

(1) 分野横断的なゼロカーボンシティの実現に向けたまちづくり

杉並区は、令和3年(2021年)11月に2050年ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

区では、これまでも地球温暖化防止に資する取組を進めてきましたが、国の「2050年カーボンニュートラル*に伴うグリーン成長戦略」でも示されているように、2050年ゼロカーボンを実現するためには並大抵の努力では実現できず、環境やまちづくり、産業をはじめとした様々な部門において、区民、事業者、行政等が連携して温室効果ガスの排出量を削減する取組を推進することが重要です。

こうしたことから、まちづくり基本方針では、まちづくり部門における、道路・交通体系の改善、再生可能エネルギー*の導入や省エネルギー対策、グリーンインフラ*の活用など、分野横断的に環境負荷の少ないまちづくり、都市構造の実現などの視点を示し、ゼロカーボンシティの実現に向けたまちづくりを強力的に推進します

～杉並区ゼロカーボンシティ宣言～

令和3年(2021年)11月

今、世界では、地球温暖化の影響により、干ばつや豪雨、台風などが強大化し、大規模な自然災害が発生しています。また、自然生態系の変化や猛暑による熱中症被害など、温暖化の脅威は決して私達から遠い世界の話ではなく、一人ひとりの暮らしや命にかかわる身近な問題となっています。

杉並区は、これまでも、再生可能エネルギーの活用や省エネ対策の推進を図るなど、地球温暖化防止に資する取組を進めてきました。また、自然災害等に対応するための防災、減災対策やみどりの保全など、区民の暮らしを守る取組を多面的に展開してきました。

一方で、温暖化は急速に進行しており、今後も自然災害の更なる頻発化、激甚化が危惧されています。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、これまで以上の取組が求められる喫緊の課題となっています。

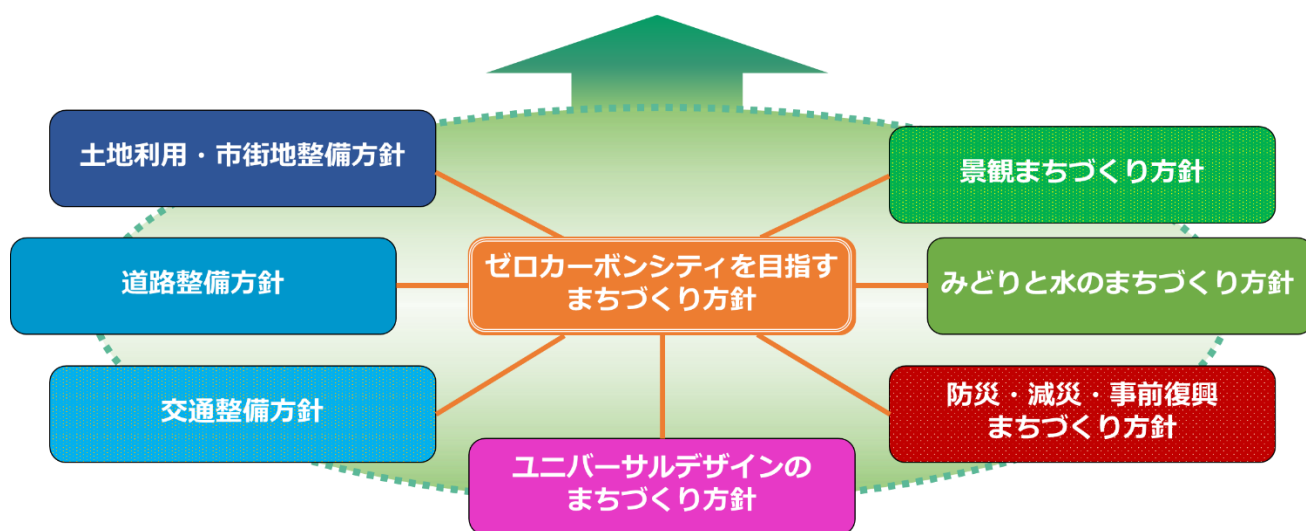
そこで、杉並区は、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことをここに表明し、区民や事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に向けた取組を強力的に進めます。

温暖化の進行を食い止め、良質な住宅都市として発展してきた杉並区の環境を将来世代に引き継いでいくため、全力で取り組んでいきます。

(2) まちづくり基本方針におけるゼロカーボンシティ*の実現に向けた考え方について

まちづくり基本方針においては、「基本姿勢」や「改定における基本的な考え方」にゼロカーボンシティの実現に向けた視点を位置付けるとともに、総合方針（分野別方針）の一つとして、「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針」を掲げました。こうした考え方は、土地利用・市街地整備方針や道路整備方針などの他の総合方針（分野別方針）に反映し、各分野の取組と連携しながら「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けた取組を進めていきます。

みどり豊かな 住まいのみやこ



① 土地利用・市街地整備方針

基本的な考え方

1 地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進

土地の利用構成、道路基盤や建物の状況など、地区ごとの特性を踏まえて、国・都等の関係者と連携して土地利用・市街地整備を推進します。

2 地域の魅力あふれる多心型まちづくりの推進

交通拠点である駅及び駅周辺を核として、多様な都市機能の集積を図るとともに、地域ごとの様々な魅力が連携しあう多心型の都市構造の形成を図ります。

3 誰もが暮らしやすい住宅施策・住環境整備の推進

多様な居住ニーズの充足やゆとりある良質な住宅ストック*の更新、活用、環境に配慮した住宅づくりなどの住宅施策を体系的・総合的に進めます。また、事業者の積極的な貢献を誘導するなど、良好な住環境の創出を図ります。

4 戦略的・計画的な土地利用の推進

将来にわたって、安全・安心に暮らし続けることができる良好な住環境の保全・形成やオープンスペースの確保を図るため、地区計画などの活用による地区特性に配慮した計画的な土地利用や、みどりの保全・育成を基調とした土地利用を進めます。また、高精度な三次元基盤情報の整備やオープン化を進めるなど、戦略的・計画的な土地利用を推進します。



土地利用・市街地整備方針の基本的な考え方のイメージ

具体的な方向性

1 地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進

○土地の利用構成、道路基盤の整備状況、建物の状況など地区ごとの特性を踏まえて、以下のような方向性で、市街地整備を推進します。

区分		方向性	
住宅系市街地	低密度住宅地区	保全型住宅地区	・現在の良好な住環境の保全を基本とし、ゆとりのある敷地利用や屋敷林や農地の保全などにより一層魅力ある住環境づくりを進めます。
		基盤改善型住宅地区	・開発を適切に誘導するとともに、狭あい道路*の拡幅などの生活道路の整備を進め、地区の生活利便性や防災性の向上を図ります。 ・「土地区画整理事業を施行すべき区域」については、地区計画などを活用した良好な市街地整備を検討します。 ・災害時に火災の延焼被害が懸念される地域においては、建物の不燃化・耐震化の促進を図ります。
	中低密度住宅地区・中密度住宅地区	個別改善型住宅地区	・個別建物の建替え時に不燃化・耐震化等を促進します。
		基盤改善型住宅地区	・生活道路やオープンスペースなどの基盤整備や建物の不燃化・耐震化等を促進します。
	住宅団地地区	・まとまりのある住宅団地としての住環境を保全し、建替えなどに際しては、良好な住宅ストック*の形成とオープンスペースなどの基盤整備による周辺の住環境の向上、防災機能の強化、生活支援機能*などに配慮した整備を誘導します。	
	都市計画道路整備沿道地区	・周辺の生活道路整備を進めるとともに、地区及び周辺の防災機能の向上に配慮した整備を誘導します。	
複合市街地	商業・業務集積地区	・地区の実情に応じた再開発、都市開発諸制度*などにより、建物の共同建替えを誘導するとともに、土地の合理的な高度利用・集約的利用と道路や広場などの公共空間の創出を図ります。 ・商業活性化の事業手法の導入などにより、商業・業務機能の誘導を図ります。	
	近隣商店街地区	・建物建替え時に商店街に面する道路から後退して建築することなどにより、安全な買い物空間の確保を図ります。 ・商店街の活性化とあわせて利便性の高い都市型住宅*の整備を図ります。	
	都市型工業地区	・住宅と商業及び都市型工業が調和した活力あるまちづくりを進めるとともに、工場の用途転換に際しては、建築物の用途や形態、基盤整備など地区の実情と建物の規模に応じた整備を誘導します。 ・用途転換により住宅開発の行われた地区においては、住環境の保全を図ります。	
	幹線道路沿道地区	・自動車交通の利便性等を背景にした商業・業務施設等の立地や延焼遮断帯*などの役割を踏まえた整備を誘導します。	
	補助幹線道路沿道地区	・生活サービス機能*と住宅機能との調和を図るとともに、地区及び周辺の防災機能の向上に配慮した整備を誘導します。	

2 地域の魅力あふれる多心型まちづくりの推進

(1) 多様な機能と魅力ある多心型拠点の形成

- 交通拠点である駅及び駅周辺を核として、各駅周辺の特色や魅力を生かした多心型拠点の形成を図ります。
- 都市計画や都市開発諸制度*の活用などのハード施策と、商店街や文化振興などのソフト施策をより一層連動させることにより、地域経済・地域社会の活性化に資するまちづくりを進めます。
- 交通ネットワークの強化などにより、多様な世代やライフスタイルに対応した職住近接のまちづくりを進めます。

(2) 都市活性化拠点の強化

- 荻窪駅周辺のまちの特長や個性を生かしつつ、課題である駅南北連絡機能の強化や歩行者空間のバリアフリー*化、回遊性の向上、防災性の向上などに、ハード・ソフト*の両面から取り組むことにより、その魅力を更に高め、にぎわいと住環境が調和した、住み続けたい、訪れたいまちを目指します。
- (仮称)荻外荘公園の開園にあわせて、荻窪駅周辺の移動の利便性や回遊性を高める地域交通環境の整備(シェアサイクル*やグリーンスローモビリティ*の導入)を進めます。

(3) 地域生活拠点の充実

- 高円寺駅周辺、阿佐ヶ谷駅周辺、西荻窪駅周辺については、商業・業務、公共サービス、文化・教育、福祉などの都市機能の集積を図ります。
- 周辺道路のバリアフリー化や自転車駐車場・シェアサイクルのサイクルポート*の整備、交通結節点*機能の強化、地域の歴史や文化に根ざした個性的なにぎわいを高めるなど、広がりのある地域生活拠点として充実を図ります。

(4) 身近な生活拠点等の充実

- 私鉄、地下鉄の駅周辺については、駅施設や周辺道路などのバリアフリー化を進めるとともに、身近な生活サービス機能*の集積を充実し、コンパクトで利便性の高い、個性的なにぎわいが感じられる身近な生活拠点として育成していきます。
- 駅周辺に立地していない商店街についても、地域住民の日常的な生活空間として、魅力ある商店街づくりなど身近な生活拠点としてのまちづくりを進めます。

(5) 鉄道の連続立体交差事業*と連携したまちづくり

- 鉄道の連続立体交差事業を進めている京王線の下高井戸駅周辺地区などでは、地区の実情に応じたまちづくりに関する事業の導入などによる商業活性化とともに、駅前広場などの公共空間の整備にあわせ、交通機能や防災性の向上、駅へのアクセスの改善を図ります。
- 西武新宿線では連続立体交差化*計画の進捗を踏まえつつ、沿線各駅周辺地区まちづくり方針で掲げる将来像の実現に向けて、関連する道路の整備などの基盤整備やまちづくりに取り組みます。

○各駅周辺の住民等によるまちづくりの動向を捉え、必要に応じて隣接区や関係機関との調整を図りながら都市開発諸制度*を活用した土地利用などの検討を進めます。

(6) エリアマネジメント*によるまちの活性化

○町会、自治会、商店会をはじめ、まちづくり団体、NPO*等の多様な地域の関係者との意見交換や情報共有を行う場の設置のほか、地域主体によるエリアマネジメントやまちづくりのルールづくり、公共空間の効果的な利活用等の取組を積極的に支援します。

(7) 誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくり

○駅周辺の拠点や商店街の環境整備などに当たっては、地域の特性を踏まえつつ、道路空間等を有効に活用して車中心から人中心の空間へと転換し、誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくりを推進します。

○誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくりを進めるに当たっては、誰もが健康に外出したり、まちをストレスなく移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき安全・安心な空間づくりを行います。



歩きたくなるまちづくり
【ウォーカブルポータルサイト（国土交通省）】

3 誰もが暮らしやすい住宅施策・住環境整備の推進

(1) 総合的な住宅施策の推進

○誰もが安全・安心に暮らせる住宅市街地の形成を基本に総合的な住宅施策を推進します。
(総合的な住宅施策の例)

- ・多様なライフステージに対応できる住宅の供給
- ・既存の住宅ストック*の有効活用
- ・環境に配慮した住宅づくり
- ・公営住宅及び民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの充実 等

(2) 良好な住宅ストック*の形成

○老朽化した団地の建替えにあわせて、良質な住宅ストックの形成やみどりのオープンスペース*の確保、周辺の基盤整備などにより地域の生活環境の向上を図ります。

○老朽化した住宅・木造アパートや分譲マンションの建替えなどについて、適切な情報提供や助言を行うとともに、国や都の施策などと連携しながら、老朽化した住宅等の建替えなど再生の円滑な推進を図ります。

○地域の生活環境改善や安全・安心の向上のため、増加傾向にある空家等について実態把握を進めるとともに、総合的な空家等対策を推進します。

(空家等対策の例)

- ・発生抑制
- ・適正な管理
- ・利活用の促進
- ・管理不全な空家等への対応 等

① 土地利用・市街地整備方針

○管理組合によるマンションの適正な管理を促進し、安心して暮らし続けられる、安全で良質なマンションストックの形成を図ります。

(3) 住環境整備の推進

- 狭あい道路*の拡幅整備の推進や生活道路網の整備により住環境の向上を図ります。
- 大規模開発事業に際しては、事業者に対し、まちづくりの具体的方向性や周辺土地利用状況などとの整合を図るよう積極的に働きかけます。
- 一定規模以上の共同住宅などの建築に際して、まちづくり条例の趣旨に基づく建築を誘導します。

(建築の誘導の内容)

- ・ファミリー層の居住 ・事業者の負担による歩道状空地などの整備
- ・適切な壁面後退の確保 ・接道部分の緑化 ・地域の防災機能の強化 等

(4) 建築物の再エネ・省エネ化の推進

○再生可能エネルギー*の導入や省エネルギー対策の推進、低炭素建築物や建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の認定等を通じて、建築物の再エネ・省エネ化を推進します。

4 戦略的・計画的な土地利用の推進

(1) 良好な市街地環境整備の推進

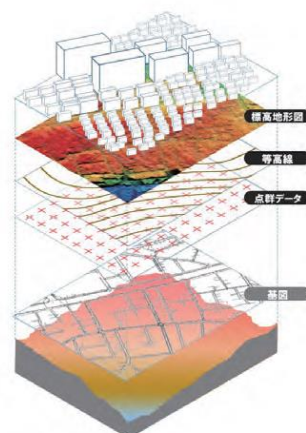
○良好な市街地環境の保全・形成や防災性の向上などを図るため、地区計画などの活用により、地区特性に配慮した計画的な土地利用を進めます。

(2) みどりの保全・育成を基調とした土地利用の推進

○公園・緑地の整備・確保、まとまりのある農地や樹林地・屋敷林の保全、住宅地のみどりの保全・育成など、みどりの保全・育成を基調とした土地利用を推進します。

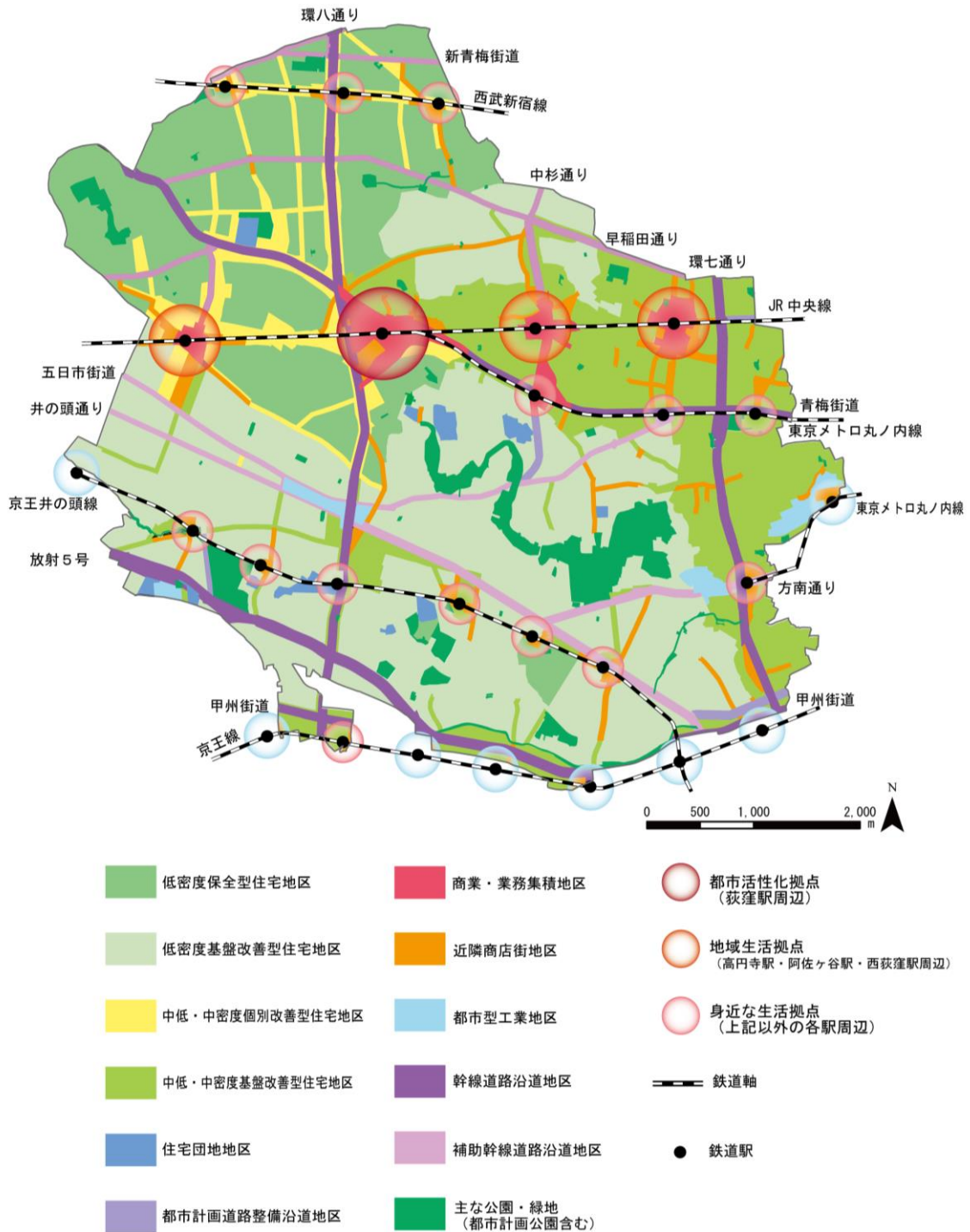
(3) 都市基盤情報の整備

- 土地利用に関する基本的情報である土地の境界を確認し、区民の財産の保全や道路などの公共施設管理の適正化を進めるため、国や都と連携して、地籍調査*を推進します。
- 土地建物の現状や動向を把握し、各種都市計画の策定及びまちづくりに関する基礎資料とするため、概ね5年ごとに区独自の土地利用現況調査を実施します。
- 計画的な土地利用の推進のため、地表の高さのほか建物や樹木の高さのデータを含んだ高精度な三次元の基盤情報の整備を進めます。
- 土地利用に有用な情報を提供するため、公開型GIS「すぎナビ*」を活用した基盤情報のオープン化を進めます。



高精度な三次元の基盤情報

○ 市街地整備方針図



② 道路整備方針

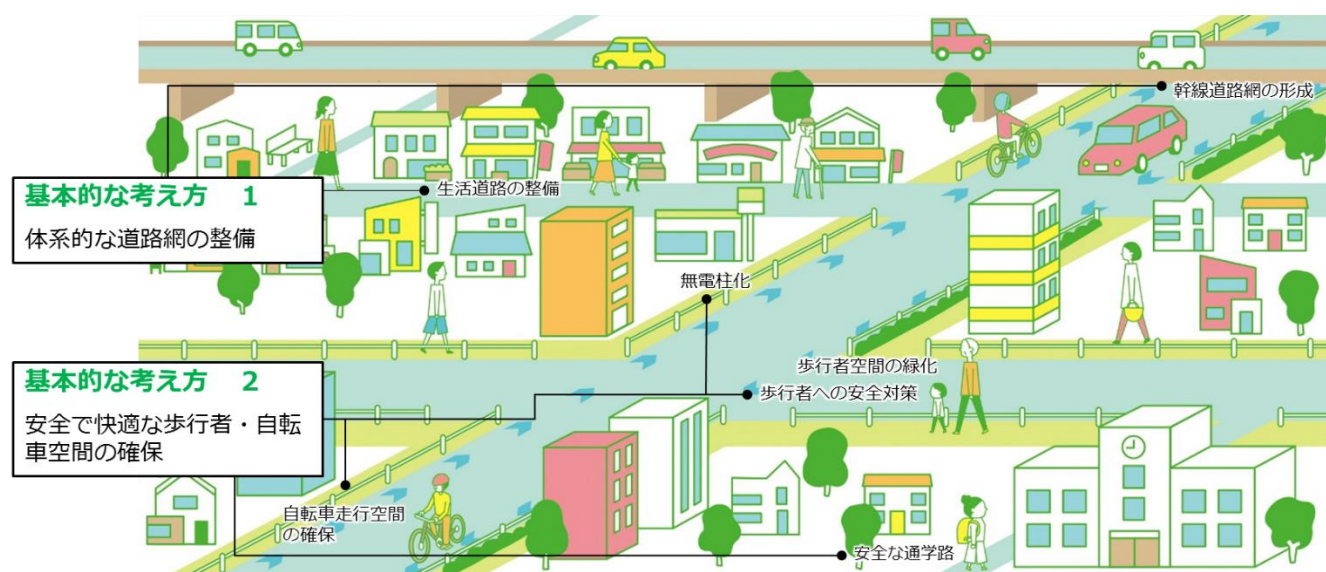
基本的な考え方

1 体系的な道路網の整備

都市の骨格となる都市計画道路について、既に事業認可を取得している区間では、住民との合意形成を図りつつ、事業を進めます。事業認可を取得していない区間については、防災機能の強化や環境負荷の軽減を図る観点などから効果の検証を行い、その結果を踏まえて必要性を検討します。あわせて生活道路の段階的・体系的な整備や狭あい道路*の拡幅整備を行います。

2 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保

環境負荷の少ない移動手段として徒歩や自転車での移動を促進するため、歩道や自転車通行帯等の整備などによる歩行者と自転車を分離した安全な歩行者空間・自転車走行空間の確保、事業者による歩道状空地の整備など、多様な手法により人にやさしい道づくりを進めます。



道路整備方針の基本的な考え方のイメージ

具体的な方向性

1 体系的な道路網の整備

(1) 幹線道路等の整備

① 幹線道路網の形成

○防災機能の強化や広域的な自動車交通の円滑な処理、移動の利便性向上、自動車交通に起因する環境負荷の軽減、生活道路への通過交通の流入抑制などを図るため、「東京における都市計画道路の整備方針」や、国や都との協議、役割分担などの連携を図りながら幹線道路網（幹線道路・補助幹線道路）の体系的な整備を進めます。

○幹線道路・補助幹線道路の整備に当たっては、安全で快適な歩道の整備、電線類の地中化など、歩道空間の整備を推進します。

○歩道空間の整備にあたって、環境に配慮し国や都とともに歩道部分の積極的な緑化に努め、「みどりの軸」として形成を図ります。

○幹線道路・補助幹線道路では、自転車走行空間を確保し、歩道空間と分けることで、歩行者・自転車それぞれの安全性の向上を図ります。

○自動運転技術の進展などにより変化した交通需要に応じて道路空間を再配分し、ゆとりやにぎわいある空間を生み出すなど、新たな付加価値の創出を目指します。

② 東京外かく環状道路等への対応

○首都圏の渋滞緩和や円滑な交通ネットワークの実現、災害時の救援活動などに重要な役割を担う道路である都市高速道路外かく環状線の整備に当たっては、安全・安心の確保を第一として、丁寧な対応に努めるよう、事業者に対して求めています。

○外かく環状線の地上部分に都市計画決定されている外環の2については、引き続き必要性の有無からゼロベースで検討します。

○中央自動車道高井戸インターチェンジのオンランプ*については、災害時の救援活動などを支える広域的な交通網の機能強化を図るため、地域の課題を解決するなど開設に向けて事業者等の取組を支援します。



都市計画道路補助第 226 号線

(2) 身近な生活道路の整備

① 中心的役割をもつ生活道路の整備

○防災性や歩行者・自転車の安全性・快適性の向上を目的として、生活道路（主要生活道路・主要区画道路）の段階的・体系的整備を図ります。

○主要生活道路は、防災性、安全性を向上させるため道路拡幅を行う必要性が高い道路を優先整備路線として定め、整備を推進します。

② 道路整備方針

○道路の拡幅整備に当たっては、地域の特性に応じて、沿道関係者との協力による工夫ある整備手法を検討します。

(道路の拡幅整備手法の例)

- | | | |
|-------------------------------|-----------------|--------|
| ・ 建替え時のセットバック | ・ 用地買収方式による整備手法 | ・ 地区計画 |
| ・ 沿道市街地などを含めたまちづくりを考慮した整備手法 等 | | |

○告示建築線によって指定された道路の整備を検討します。

② 狭あい道路*の拡幅整備等の推進

○幅員4m未満の狭あい道路では、地域の防災・減災機能の向上や日常生活における安全で快適な通行のため拡幅整備を推進します。

○狭あい道路の拡幅整備に当たっては、電柱の移設による道路空間の確保などを図ります。

○効果的な整備を進めるため、沿道関係者の協力による隣接宅地の連続した整備や路線単位の拡幅整備を促進します。



狭あい道路の拡幅前

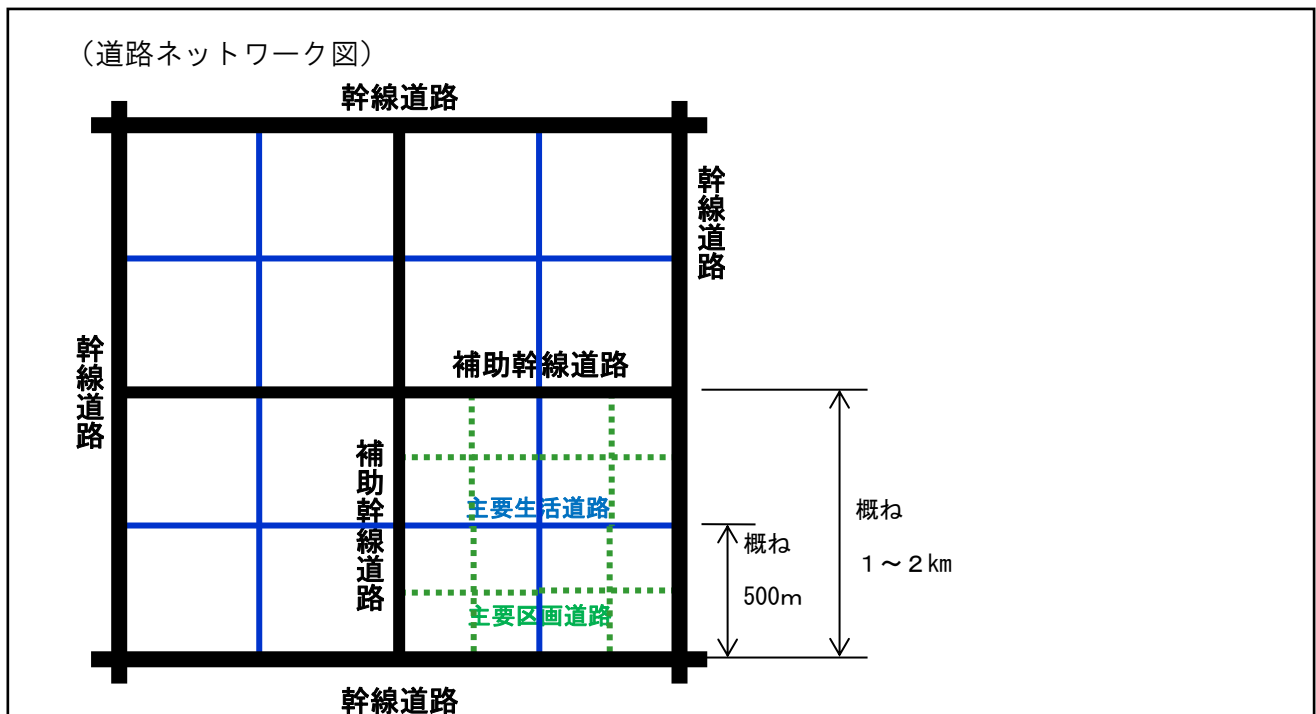


狭あい道路の拡幅後



狭あい道路の電柱移設後

(体系的な道路網の構成)



(道路の段階別機能)

道路の段階構成		目標とする道路機能などのイメージ	
		道路機能	幅員
幹線道路	幹線道路	・ 広域的な都市間交通を主とした道路	25m以上
	補助幹線道路	・ バス交通などの区内の地域間交通を支え、安全な生活圏を構成する基本となる道路	15~25m
生活道路	主要生活道路	・ 身近な交通の中心となる道路、生活サービスの自動車通行の道路、歩行者に安全な道路 ・ 歩道と車道の分離などの交通安全対策、自動車交通量や速度の低減対策、電線類の地中化など、歩行者及び自転車の安全性を重視した道路として、概ね 500m間隔での配置が望ましい。	8~13m
	主要区画道路	・ 日常火災などの際に、停車車両などがあっても緊急車両が通行できる道路 ・ 主要生活道路を補助し、消防自動車等の緊急車両が任意の場所にアクセスできる道路として、概ね 250m間隔での配置が望ましい	6m
	区画道路	・ 各宅地に接続する最も身近な生活道路であり、歩行者優先を原則とする道路	4m

2 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保

(1) 人にやさしい道づくり

○従来の通行の機能に加え、にぎわい空間の創出、安全・安心、新たなモビリティ通行への対応など、道路の特性に応じたひと中心の道づくりを進めます。

○限られた道路空間を柔軟に使い分けるには、これまでの「つくる目線」の進め方ではなく、「つかう目線」を意識した道路整備を行います。

道路の種類	歩行者優先の道づくりの取組
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の無い歩道を整備します（歩道のバリアフリー*化）。 ・自転車通行帯等を整備し、歩行者と自転車を分断します。 ・電線類を地中化し無電柱化します。 ・街路樹の植栽など歩道部分の積極的な緑化に努め、「みどりの軸」として形成を図ります。
主要生活道路	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に当たっては、原則として歩道を整備します。 ・事故が多く安全対策の必要性が高い道路を「安全対策路線」に指定します。 ・道路状況等を踏まえ、一方通行等の交通規制や違法駐車を取り締まり徹底等の交通安全対策を警察に対して働きかけます。
商店街等の買い物道路	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等と協力して、安全で快適に買い物できる空間の整備を進めます。 ・路上障害物対策の強化、歩行者空間の拡幅、自動車通行の時間規制や路面のカラー舗装化などを進めます。
通学路	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適に通行できるよう、歩行者空間を確保します。 ・道路状況等を踏まえ、一方通行等の交通規制や自動車の減速措置等の交通安全対策を警察に対して働きかけます。
公共・公益施設や民間大規模建築物の外周	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適に利用できるよう、門や塀のセットバック、敷地内における歩道状空地やポケット広場等の整備を誘導します。

(2) 歩行者空間の整備

○道路基盤等の整備と連携して、段差の無い歩道の整備や自転車通行帯の整備による歩行者との分離、無電柱化、街路樹・植樹帯等グリーンインフラ*の活用など、誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなる歩行者空間の整備を図ります。

○善福寺川・神田川沿いは、周辺の公園や区民施設などと一体となった遊歩道として地域のシンボルとなる歩行系の空間軸を形成します。

○「科学と自然の散歩道」のように、みどりの拠点や生活拠点を結ぶ、質の高い歩行者空間の整備を進めます。

○公共溝渠を活用した遊歩道などを有効に生かして、将来にわたり歩行者が安全で快適に通行できる空間を確保します。

○歩行者空間の整備においては、健康増進に寄与し、区内を楽しくわかりやすく回遊することができる歩行者空間の創出に向け、案内・サインやベンチの設置など、散策環境の充実を図ります。

(3) 歩行者等への安全対策の推進

- 生活道路を中心に道路反射鏡・防護柵等の交通安全施設や視覚障害者誘導用標示の整備を推進します。
- 案内標識に英語併記やピクトグラム*の標示を行うなど、誰もが安心して気軽に移動できる環境を整備します。
- ビッグデータ*などを活用して、潜在的な危険箇所にも効果的な対策を実施する「予防型」の安全対策に取り組めます。



防護柵

(4) 自転車走行空間の確保

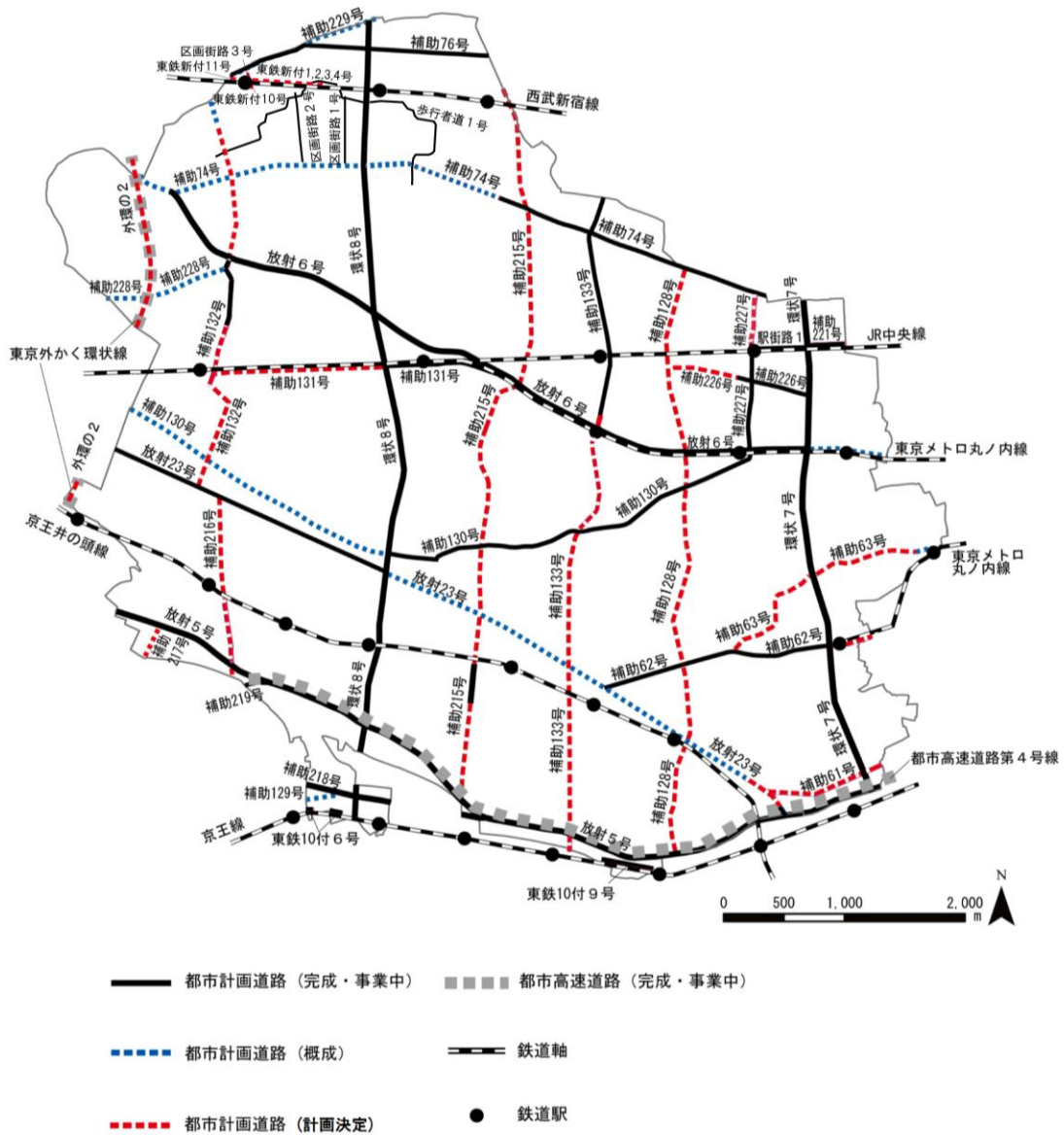
- 環境負荷の少ない自転車利用を促進するため、道路幅員や沿道土地利用などに応じた自転車走行環境のあり方について調査・研究を行い、安全な自転車走行空間の確保を図ります。



自転車ナビライン

2 道路整備方針

○ 道路整備方針図



③ 交通整備方針

基本的な考え方

1 公共交通の利便性向上

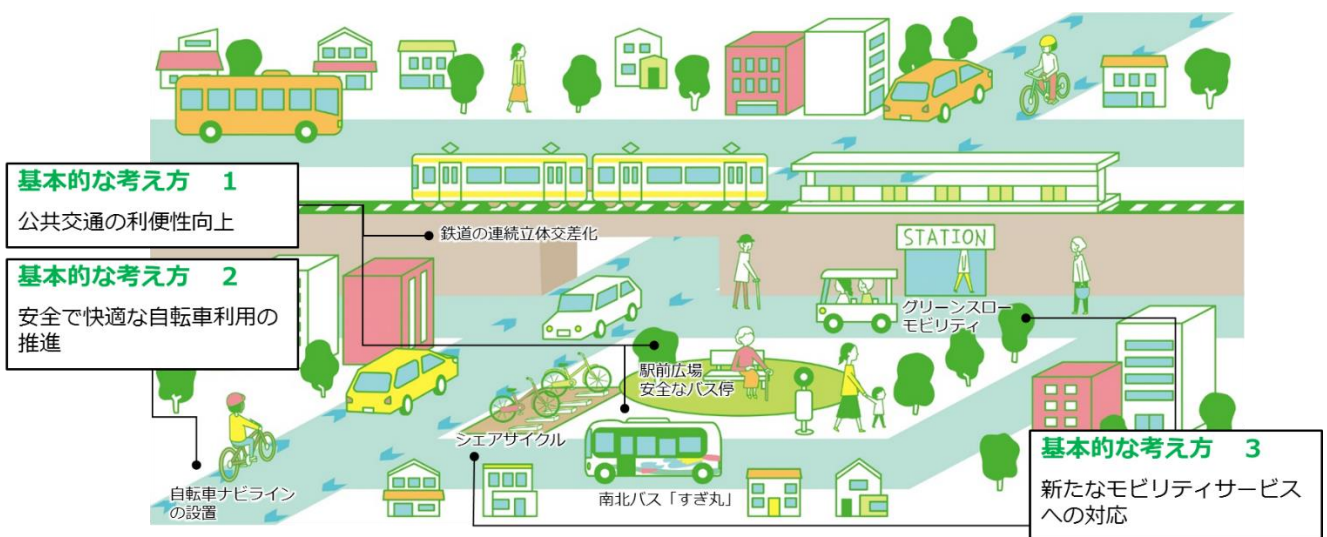
公共交通の利用環境改善や温室効果ガス*排出量削減等の観点から、道路と鉄道の立体交差化を進め、踏切の除却や駅前広場機能の確保を図るとともに、バス交通の改善や鉄道新規路線整備の検討などにより、公共交通の利便性向上を図ります。

2 安全で快適な自転車利用の推進

環境負荷の少ない移動手段として自転車利用を促進するため、自転車駐車場の整備や安全な自転車利用ルールの普及とマナーの向上などにより、安全で快適な自転車利用を推進します。

3 新たなモビリティサービス*への対応

誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境の形成や地球温暖化防止に向けた取組の推進等を図るため、新たなモビリティサービスの活用も視野に入れ、鉄道やバスなどの公共交通と徒歩、自転車とのつながりを高め、シームレス*な移動サービスの充実を図ります。



交通整備方針の基本的な考え方のイメージ

具体的な方向性

1 公共交通の利便性向上

(1) 道路と鉄道の立体交差化の推進

①京王線・京王井の頭線の連続立体交差事業*

- 京王線の笹塚駅から仙川駅間の連続立体交差事業の早期完了に向けて、東京都や沿線区など関係機関と連携して事業を推進し、踏切の除却による交通の円滑化や地域の安全性の向上、駅施設の利便性の向上を図ります。
- 京王井の頭線では、踏切除却のために道路と鉄道の立体交差化について、関係機関への働きかけを検討します。

②西武新宿線の連続立体交差化

- 西武新宿線では、都市計画決定がされた井荻駅から西武柳沢駅間の連続立体交差事業及び上井草駅周辺の道路計画の早期実現に向けた取組を進めます。
- 連続立体交差化計画の準備中期間として位置付けられている野方駅から井荻駅間の連続立体交差化の早期実現に向けた取組を進めます。
- 沿線各駅周辺のまちづくりを進めるに当たっては、東京都における連続立体交差事業とともに、地域住民や隣接区など関係機関と連携しながら進めます。

(2) 公共交通ネットワークの整備

- 「杉並区地域公共交通計画」を策定し、誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向けた取組を推進します。
- 歩行者にやさしい交通環境の整備に向けて、公共交通と徒歩や自転車とのつながりを高め、シームレスな移動が実現できるよう、各移動手段との連携を図ります。
- 区民一人ひとりの公共交通の利用を促進し、低炭素な移動手段への転換を促進します。
- 南北バス「すぎ丸」の運行については、事業採算性のみならず、クロスセクター効果*なども考慮して維持・改善を検討します。
- 鉄道とバスの乗り継ぎ利便性の向上や駅周辺のバス交通の円滑化を図るため、駅前広場や安全なバス停留所の整備を進めます。
- バス路線となる道路は、幅員狭小部や危険箇所等における部分拡幅等の整備及び隅切り確保等の交差点の改良を進め、バス交通環境の改善を図ります。
- 「エイトライナー（区部周辺部環状公共交通）の新設」については、事業費や中量軌道*等の導入など、今後の検討の方向性を整理し、関係区と連携を図りながら、整備実現に向けて取り組みます。
- JR京葉線のJR中央線方面への延伸については、状況把握に努めながら対応します。
- 幹線道路等の整備にあわせて、南北方向の公共交通の更なる充実について、調査・研究します。

(3) 駅周辺の交通結節機能の強化

- Ma a S*等の新技術を活用した移動サービスにより、駅等を中心に乗換え利便性の向上など、交通結節機能を高め、誰もが移動しやすい交通環境の充実を図ります。

○鉄道の連続立体交差化の進捗にあわせ、沿線各駅周辺の交通結節点*機能の強化や道路ネットワークの形成を図ります。

(4) 自動車駐車場の適正な確保

- 自動車駐車場については、車庫の宅地内確保を原則とし、特に共同住宅の自動車駐車場については、外来者用を含めて敷地内での確保を誘導します。
- 駅周辺の自動車駐車場については、民間開発を適正に誘導するとともに、カーシェアリングや共同利用、案内情報提供などによる既存の自動車駐車場の有効活用を検討します。

2 安全で快適な自転車利用の推進

(1) 自転車活用の推進

○環境負荷の少ない移動手段として自転車利用を促進する観点も含め、「杉並区自転車活用推進計画」を策定し、関係団体や関係機関との連携を図り、自転車活用に関する施策を推進します。

(2) 自転車駐車場の整備・確保

- 大型自転車対策や自転車利用の目的に即した自転車駐車場の規模適正化を検討し、整備を進めます。
- 買い物客等の一時利用者置場の整備支援を進めます。
- 駅周辺の自転車駐車場の整備に当たっては、道路や駅前広場などの公共空間の立体利用を検討するとともに、鉄道事業者に対しても積極的な整備を求めています。
- 一定規模以上の建物の新築・増築等に際しての自転車駐車場附置の徹底を図ります。
- 民営自転車駐車場の整備促進を図るため、事業者を支援します。

(3) 自転車利用ルール・マナーの向上

- 自転車利用者への放置防止啓発活動や放置自転車対策を継続し、放置自転車ゼロを目指します。
- 自転車利用者に対して、駐車や走行に関するルールやマナーを積極的にPRします。
- 学校や地域で安全な自転車の利用に関する教室等を開催し、適正な自転車利用を推進します。

3 新たなモビリティサービス*への対応

(1) MaaS*等の新たなモビリティサービス活用の推進

○シェアサイクル*やグリーンスローモビリティについては、実証実験や実証運行を通じ、効果検証をした上で導入を図ります。

③ 交通整備方針

○既存の公共交通を見直すとともに、MaaS*等の新技術やデータを利活用した一体的な移動サービスの導入に取り組めます。



グリーンスローモビリティ*



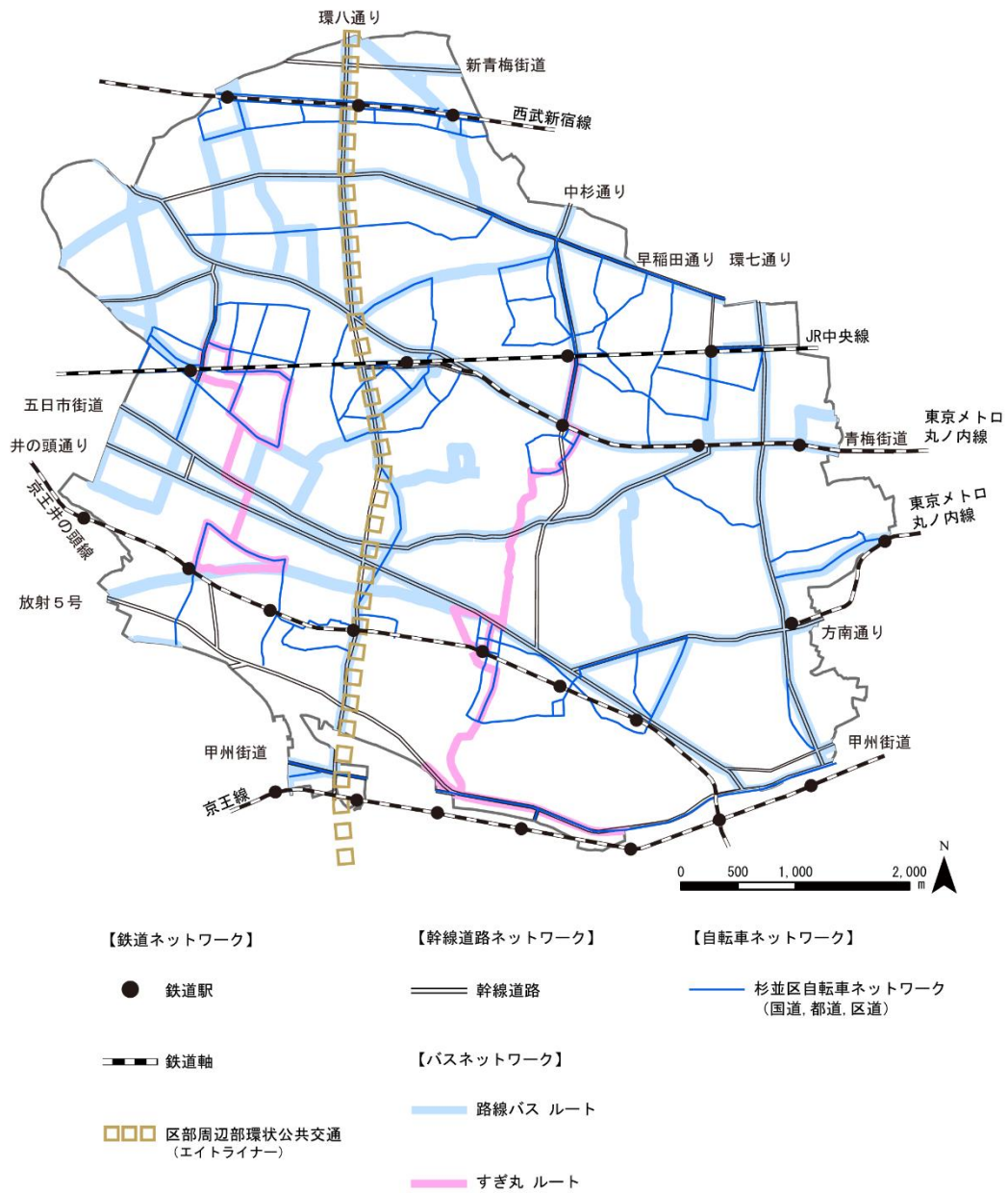
シェアサイクル*



(2) 区民・事業者の参画、広域連携による取組の推進

○新たなモビリティサービス*の導入に向けて、実証実験の段階から区民・事業者等の参画を図るとともに、自治体相互の横断的・広域的な連携による取組を推進します。

○ 交通整備方針図



④ ユニバーサルデザインのまちづくり方針

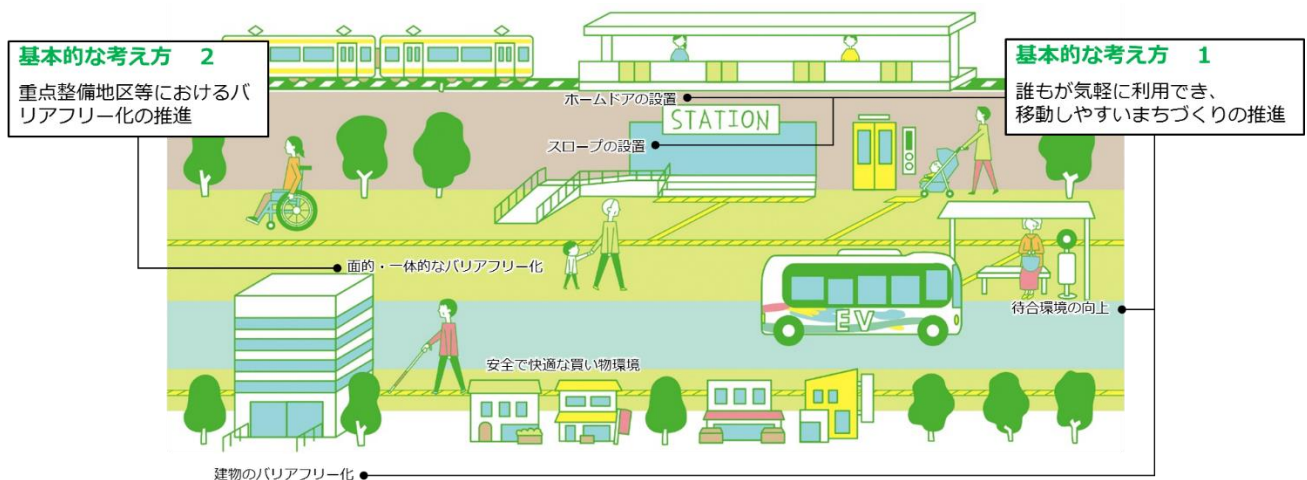
基本的な考え方

1 誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりの推進

多様な人々が利用する公共施設、建築物、交通機関等について、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づき、年齢や障害の有無、国籍、性別などの違いを超えて、誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりを進めます。

2 重点整備地区等におけるバリアフリー*化の推進

「バリアフリー基本構想」で定める重点整備地区等において、交通事業者や民間施設等の管理者、商店会、行政機関など様々な主体の協働により、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく整備を面的・一体的に進めます。



ユニバーサルデザインのまちづくり方針の基本的な考え方のイメージ

具体的な方向性

1 誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりの推進

(1) ユニバーサルデザイン*のまちづくり

- 「誰でも、気軽に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを総合的に推進します。
- 「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、子供や若者を含め、地域を超えて生涯を通じた健康づくりを進めるため、誰もが健康に外出したり、まちをストレスなく移動することができるようユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(2) 誰もが移動しやすいまちづくりの推進

① 公共交通のバリアフリー*化

- 区内の鉄道駅について、誰もが安全に安心して利用することができるよう、ホームドア*などの設置による安全性の確保を鉄道事業者に働きかけます。
- 京王井の頭線久我山駅及びJR中央線各駅における鉄道事業者によるホームドア設置を支援します。
- 鉄道駅の周辺について、駅前広場機能の整備や段差の解消などにより、高齢者や障害者、車いす使用者、ベビーカー利用者など誰もが移動しやすい環境の向上を図ります。

ホームドア設置例
(京王井の頭線渋谷駅)

- バス交通について、バス事業者や関係機関の協力により、待合環境の向上を図ります。

② 道路・公園等のバリアフリー化

- 既に歩道のある道路については、整備の機会を捉えて段差の解消などを図ります。
- 歩道のない道路では、歩道の設置を基本とした主要生活道路の整備を進めることで、歩行者空間の安全性・快適性の向上を図ります。
- 公園のトイレ、駐車場など公園施設のバリアフリー化を進めます。

(3) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

① 建物のバリアフリー化

- 既存の区立施設について、利用目的など施設の特性に応じて、バリアフリー化を進めます。
- バリアフリー化が必要な既存の民間建築物について、適切な支援などにより、バリアフリー化を誘導します。
- 区営住宅については、高齢者となっても安心して暮らしていけるユニバーサルデザインの考え方を基本としたバリアフリー住宅の整備に取り組みます。
- 戸建ての民間住宅については、住み慣れた自宅で自立して暮らすため、既存住宅のバリアフリー化に必要な支援に取り組みます。

スロープ設置例
(中央図書館)

④ ユニバーサルデザインのまちづくり方針

② 安全で快適な買い物環境の向上

○商店街などの買い物道路は、商店会などと協力して道路の不正利用対策を推進し、誰もが安全で快適に買い物ができる空間を確保します。

(4) 農福連携事業*の強化

○都市農地の保全と都市農地が持つ多面的な機能を福祉分野において効果的に活用していくため、農福連携事業の取組を推進します。

(5) 心のバリアフリー*の推進

○高齢者や障害者などが抱える日常生活における困難さや不自由さを誰もが理解し、お互いに尊重しあい、支えあう「心」をはぐくむため、すべての区民や事業者などと連携しながら、「心のバリアフリー」を推進します。

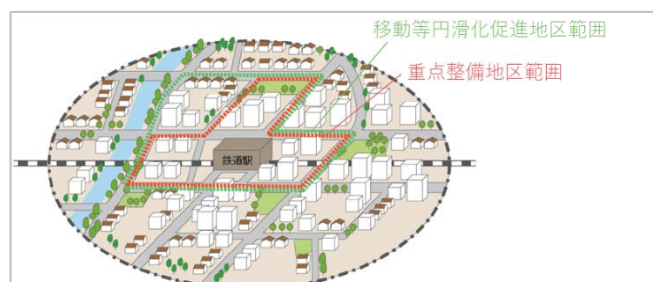
(6) スパイラルアップによるバリアフリー化の推進

○高齢者や障害者などの当事者の意見等を取り入れ、適切な見直し（スパイラルアップ）を行いながら、継続的にバリアフリー化を推進します。

2 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

(1) 重点整備地区*の指定

○バリアフリー化を推進していく必要性が特に高い地区について、「重点整備地区」として指定し、地区内にある旅客施設や道路、公園、一定の建築物などについて、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。



重点整備地区の指定のイメージ

(2) 移動等円滑化促進地区の指定

○高齢者や障害者等が利用する旅客施設等の生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区について、「移動等円滑化促進地区*」として指定し、より面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

(3) まちづくりの計画などと連携したバリアフリー化の推進

○都市再生事業を進めている荻窪駅周辺や鉄道の連続立体交差事業にあわせて、駅周辺などのまちづくりに取り組んでいる地区について、まちづくりの計画に位置付ける基盤整備などと連携しながら、地区全体のバリアフリー化を推進します。

○「杉並区バリアフリー基本構想」について、区全域のバリアフリー化の考え方を示す「移動等円滑化促進方針」を含めた改定を行い、誰もが気軽に移動できる利便性の高いまちづくりを進めます。

5 防災・減災・事前復興まちづくり方針

基本的な考え方

1 地震等の災害に強いまちづくりの推進

幹線道路や公園などの防災都市基盤の整備を国・都等と連携して進めるとともに、木造住宅密集地域等での耐震化・不燃化などの総合的な防災まちづくりを推進します。

2 総合的な治水対策の推進

河川整備や下水道整備を都と連携しながら進めるとともに、雨水流出抑制対策*の強化や水害時の情報提供などによる総合的な治水対策を推進します。

3 地域の防災対応力の強化

防災拠点となる区立施設の機能強化を進めるとともに、地域の自主的な防災活動や自治体間連携の強化などのソフト面の取組により地域の防災対応力の強化を図ります。

4 事前復興まちづくりの推進

多様な災害に対する複合的なリスクを想定し、平時から倒れにくく、燃えにくいまちづくり、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、被災しても復興しやすいまちの姿を区民とともに描き、築いていきます。

5 防犯等に配慮した安全な住環境整備の推進

まちの美化を図るとともに周囲の目の届かない場所をなくすなど、犯罪の機会を与えない、犯罪を誘発しないまちをつくることや犯罪を未然に防止するため、地域の絆を深め、防犯力の高いまちづくりを進めます。



防災・減災・事前復興まちづくり方針の基本的な考え方のイメージ

具体的な方向性

1 地震等の災害に強いまちづくりの推進

(1) 防災都市基盤の整備推進

- 緊急輸送道路*となる広域幹線道路について、国、都等と協議、調整、役割分担のうえ整備します。
- 中央道高井戸インターチェンジのオンランプ*については、災害時の救援活動などを支える広域的な交通網の機能強化を図るため、開設に向けて事業者等の取組を支援します。
- 地震等の災害時に広域避難場所や一時避難地などへのアクセスを確保します。
- 道路基盤の未整備な区域では、緊急車両の通行を容易にする道路幅員の確保に努めます。特に、荻窪から高円寺にかけてのJR中央線沿線及び環七通り沿道に広がる道路基盤の未整備な木造住宅密集地域等について整備を推進します。
- 高井戸公園については、防災機能を備えた公園として整備を促進します。
- 国公有地については、震災時火災の避難場所の拡充など地域の防災機能を高める土地利用を検討します。
- 震災時火災における広域避難場所については、東京都と連携し、充実・強化を図ります。



広域避難場所（柏の宮公園）

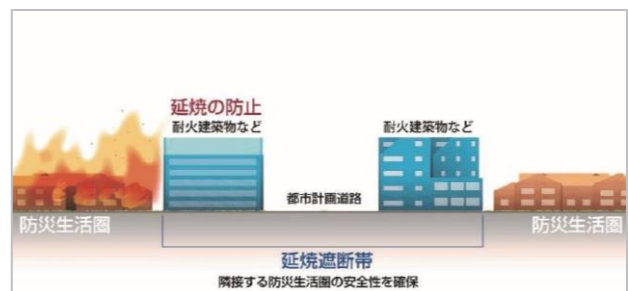
(2) 延焼遮断帯の形成

- 震災時火災の市街地大火を防止するため、幹線道路・鉄道・河川などの既存施設を活用した延焼遮断帯*ネットワークの形成を促進します。

(特に沿道建築物の不燃化を推進する延焼遮断帯の早期形成が必要な路線)

- ・環八通り
- ・早稻田通り
- ・青梅街道
- ・五日市街道
- ・井の頭通り
- ・方南通り
- ・環七通り
- 等

- 幹線道路について、関係者と協議、調整、役割分担のうえ整備し、沿道建築物の不燃化、緑地・オープンスペース*の整備により延焼遮断帯の形成を図ります。
- 善福寺川流域及び神田川流域では、公園・緑地の拡大整備、延焼遮断効果のある高木の植樹などを重点的に推進し、公園・広場などを結ぶ「みどりのベルト*」による延焼遮断帯の形成を図ります。



延焼遮断帯のイメージ
【防災都市づくり推進計画（東京都）】

(3) 無電柱化の推進

- 幹線道路等の整備にあわせた無電柱化の整備を進めます。
- 歩道の無い生活道路については、防災性・安全性及び景観の向上を図る観点から整備効果の高い生活道路等で無電柱化の整備を進めます。



無電柱化

(4) 密集市街地の防災機能の強化

- JR中央線周辺及び環七通り周辺に広がる道路基盤の未整備な木造住宅密集地域等において、防災まちづくりを推進します。

(防災まちづくりの例)

- ・建物の耐震化・不燃化や共同建替え
- ・狭あい道路*の拡幅などの道路基盤整備
- ・行き止まり道路の解消
- ・オープンスペース*の確保 等

- 駅周辺などにおいて、地域の状況やまちづくりの動向を踏まえた上で、都市開発諸制度*などを活用し、都市基盤の整備を図り、安全な市街地を形成します。
- 蚕糸の森公園・馬橋公園周辺の不燃化まちづくりを継続的に推進します。
- 大規模なオープンスペースを有する地区については、防災活動や避難活動を支える拠点とします。
- 震災時火災における広域避難場所及び一時避難地周辺や避難路沿道については、周辺地域の特性に応じた不燃空間の拡充を図ります。
- 東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」による危険度の高い地域に対し、東京都建築安全条例による新たな防火規制区域の指定を検討します。
- 地震等の災害時の消防水利の確保を図るため、公園等の公共施設での防火水槽等の拡充を進めます。
- 大規模開発事業等にあわせて民間施設においても防火水槽等の設置を積極的に誘導します。

(5) 建築物等の安全性の向上

- 震災救援所となる区立小・中学校周辺やそこに至る緊急道路障害物除去路線沿いにおいては、建築物の耐震化・不燃化を推進します。
- 既存建築物の耐震診断や耐震性が不足する建築物の耐震化工事を支援します。
- 災害時に閉塞を防ぐべき特定緊急輸送道路*の沿道建築物の耐震化を促進します。
- 増加傾向にある空家等について、実態把握を進めるとともに、総合的な空家等対策を実施し、地域の生活環境改善や安全・安心の向上を図ります。

(空家等対策の例)

- ・発生抑制
- ・適正な管理
- ・利活用の促進
- ・管理不全な空家等への対応 等

- 地震で倒壊の恐れのあるブロック塀や万年塀などを生け垣やフェンスにするよう改善を誘導し、安全性の向上を図ります。

5 防災・減災・事前復興まちづくり方針

(6) 都市施設・ライフライン等の安全性の確保

- 区内の橋梁について、予防保全型の長寿命化修繕や耐震補強等を実施し、災害時における避難路等を確保します。
- 高架鉄道や高速道路などの交通基盤施設については、震災時の安全性、機能確保のための適切な維持管理の強化を施設管理者に働きかけます。
- ガス管・上下水道管や電気・通信網などのライフラインについては、施設の耐震性能やバックアップ機能の確保などの対策強化を事業者に働きかけます。

2 総合的な治水対策の推進

(1) 治水施設の整備

- 善福寺川流域及び神田川流域では、近年、激甚化する豪雨水害への備えとして都による河川、調節池*、下水道などの整備に協力・連携しながら治水安全度の向上を図ります。
- 東京都の河川改修事業の整備と連携し、川沿いの緑化を進めていきます。
- 浸水想定が発生頻度や浸水被害の規模、時系列など様々な要素を考慮したハザード情報等を充実させた水害リスク評価により河川整備等を行います。
- 大規模開発事業や大規模な住宅団地の建設などに際しては、事前協議において雨水流出抑制対策*の指導を行います。また、一定規模以上の民間施設の新築・増築等にも雨水流出抑制施設の設置要請を行うなど、雨水流出抑制対策を推進します。
- グリーンインフラ*の考え方を取り入れ、水害対策の側面からも農地や樹林地の保全に努めるとともに、公園緑地の整備を推進します。

(2) 水害時の情報提供等

- 水害ハザードマップの活用方法や区民が実施すべきソフト対策の周知を図るとともに、水害に強い建築物への誘導を行うなど、区民の自助意識を高める取組を進めます。
- 浸水の恐れのある地域に地下室を設ける場合は、適切な浸水対策を講じるよう指導します。
- 浸水常襲地域における住宅の高床助成など、減災に配慮した支援策を実施します。

3 地域の防災対応力の強化

(1) 災害時拠点施設の機能拡充

- 災害時に備え、区立施設の改修等にあわせて防災機能の強化を図ります。
- 災害時の電源確保のため、これまで計画的に備蓄していた燃料による発電機に加え、非常用電源が設置されていない震災救援所へ蓄電池の配備を進めます。

(2) 備蓄物資の充実

- 計画的に災害備蓄倉庫の整備を進めていきます。
- 女性や災害時要配慮者、外国人の視点に加え、感染症対策などの観点も踏まえ、備蓄品の購入・入替を行うとともに、発災後3日間を乗り切れるよう、食糧備蓄の確保に取り組みます。

(3) 災害時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進

- 区民一人ひとりの防災対応力を高めるため、訓練の充実や人材の育成に取り組みます。
- 地域防災の担い手である防災市民組織や消防団への支援、民間事業者の帰宅困難者対策の促進、NPO*等との連携強化など災害時に立ち向かう共助の体制を構築します。
- 自治体スクラム支援会議*参加自治体と連携し、災害時の受援・支援体制の強化を図ります。
- 基礎自治体間の相互援助体制を充実させるため、新たな相互援助協定先の拡充に向けた検討を進めます。



総合震災訓練

(4) ICT*活用による災害情報の収集・発信

- 震災救援所において、混雑状況や避難者情報、災害時要配慮者の安否確認や在宅避難者の把握など、デジタル化の積極的な導入に向けた検討を進めます。
- 正確かつ迅速な災害状況の把握のため、公開型GIS「すぎナビ*」の投稿機能やSNS*に投稿された災害情報を解析するAI（人工知能）技術を活用し、災害情報の収集に努めます。
- 区が収集した災害情報を公開型GIS「すぎナビ」で発信することで、二次災害の防止に取り組みます。
- 水害等の災害発生状況の把握等に活用するため、IoT街路灯*の設置について検討していきます。

(5) 災害時要配慮者支援の推進

- 「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）*」の新規登録者数を増やすため、サービスの利用者に対し、訪問介護事業者から登録を促してもらう等、更なる普及啓発を図ります。
- 災害時の福祉専門職等の人材不足への対応や人材の派遣等、引き続き民間事業者、災害ボランティア等の協力関係を強化します。
- 支援が必要な要配慮者に対し、専門性の高い支援を行う福祉救援所が設置されていない地域を重点に、引き続き民間施設に対し設置協力を働きかけます。

4 事前復興まちづくりの推進

(1) 都市復興*に関する事前準備の推進

- 被災後の迅速かつ計画的な都市復興に向け、被災後の都市復興のあり方や手順、執行体制をあらかじめ検討していきます。
- 区、区民及び事業者が協力して、市街地の復興を円滑に進めるため、震災復興マニュアルの見直し、仮設住宅の検討などにより、復旧・復興体制の充実を図ります。
- 被災後の道路や上下水道等のライフライン施設の復旧・復興の迅速化のため、土地の境界を明確にする地籍調査*を推進します。
- 被災後の復興計画策定における基礎データとなる、高精度な三次元の基盤情報の整備を進めます。

5 防災・減災・事前復興まちづくり方針

○事前復興の取組の際には、環境負荷の少ないまちづくりを検討します。

(2) 復興体制の構築

- 災害対応力強化のため、体制強化、多種多様な災害に対応できる人材育成、資器材の充実強化を推進します。
- 地域力を生かして復興に取り組む核となる地域復興協議会の準備会などの組織づくりを平時より進めます。
- NPO*、ボランティア、専門家、企業等の協力も得ながら、平時に復興時のまちづくりを検討しておく事前復興の取組を進めます。
- 災害時の区民の生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期の復旧・復興を実現するため、災害廃棄物処理体制の充実を図ります。

(3) 災害に備えたエネルギーの確保

- 発災後も都市機能を維持できるよう、多様な発電手段を用いた電力供給の安定化に向けた取組を促進します。
- 災害時においても自宅で生活を継続できるよう、各住宅での太陽光発電や家庭用燃料電池*等の設置、蓄電池にも活用できる電気自動車*等の利用を促進します。
- エレベーターの運転等に必要な電源を確保した共同住宅の普及を促進します。
- 大規模な土地利用転換や共同住宅の建設にあわせて、防災備蓄倉庫や太陽光発電を含む自家発電設備などの整備を誘導します。

5 防犯等に配慮した安全な住環境整備の推進

(1) 防犯まちづくりの促進

- ① 防犯に配慮した住まい・まちづくりの促進
 - 交通の安全及び生活環境の整備を図るとともに、防犯対策を推進するため、街路灯の新設・改修を行います。街路灯整備に当たっては、CO₂排出量が少なく長寿命で高効率なLED照明等を用います。
 - 東京都の「住宅における犯罪の防止に関する指針」の普及に努め、住宅の防犯対策を強化します。
- ② 地域の防犯力の向上
 - 区民との協働による防犯パトロール及び環境美化活動等を通じて、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進します。
 - 街角防犯カメラの増設や公園への防犯カメラの設置などにより、まちの防犯力を更に高めます。
 - 防犯自主団体に対し、研修会の実施や活動支援により、地域の防犯活動を促進します。



地域の防犯ボランティア団体

○ 防災・減災・事前復興まちづくり方針図



⑥ みどりと水のまちづくり方針

基本的な考え方

1 公共緑地空間の整備の推進

区立や都立の公園・緑地などの公共緑地空間の整備を都区連携して推進します。

2 私有地などのまとまったみどりの保全

CO₂吸収の視点からも区内のみどりの多くを占める屋敷林や農地などの私有地のみどりの保全対策の強化を図るとともに、市民緑地制度などの活用によりまとまった私有地のみどりの保全を進めます。

3 まちなみのみどりの保護と充実

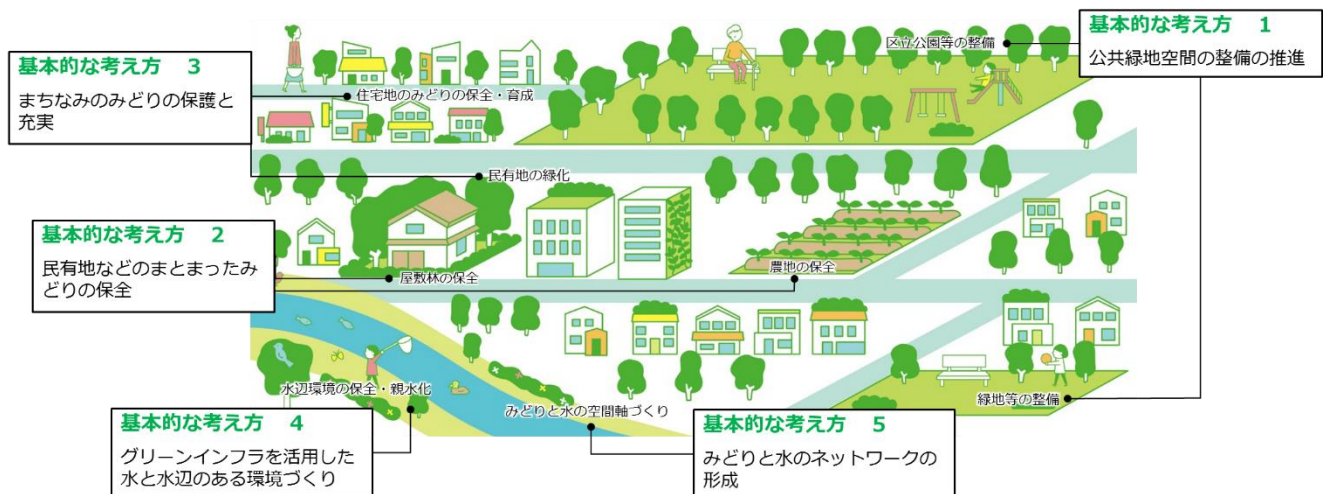
CO₂吸収の視点からも住宅地や商業地など状況に応じたみどりの創出を図るとともに、みどりの保護制度や普及啓発活動によりみどりの育成環境の向上を図ります。

4 グリーンインフラを活用した水と水辺のある環境づくり

河川においては、生態系の保護や良好な水辺空間を整備するほか、河川沿いの緑化や公園・緑地と一体となった親水護岸の整備など水と親しめる環境づくりを進めます。

5 みどりと水のネットワークの形成

CO₂吸収の視点からもみどりの拠点形成を進めるとともに、拠点をみどりのベルトや河川沿いの遊歩道など連続するみどりと水で結び、みどりと水のネットワークの形成を推進します。



みどりと水のまちづくり方針の基本的な考え方のイメージ

具体的な方向性

1 公共緑地空間の整備の推進

(1) 地域特性を生かした区立公園等の整備

- 区立公園は、子供から高齢者まで多様な世代の利用を踏まえた日常野外活動や健康づくり等の場として、また、災害時に活用できるオープンスペース*として公園の種別に応じた配置を図ります。
- 地域の歴史や文化を継承する場所において、特色ある公園の整備を進めます。
- 敷地面積が2,500㎡以上ある公園は、地域の核となる公園として広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設を整備します。
- 敷地面積が2,500㎡未満の公園は、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が利用するとともに、ボランティア活動の場となることから、区民の憩いの場となる身近な公園として整備します。
- 公園用地の確保が困難な駅周辺等の地域において、立体都市公園制度*の活用を検討します。
- 新たに環境教育の場にもなるような普及啓発型の生き物の生息場所を整備します。
- 公園の施設改修においては、多様な世代の利用ニーズに応えるとともに、施設の安全性や長寿命化、バリアフリー*化などに努め、あわせて乳幼児も利用できる遊具等の設置を進めます。
- 公園の新設や改修等の機会を捉え、障害のある子どもが利用しやすい遊具等の設置について検討していきます。
- 遊具やトイレの公園施設の長寿命化を進め、維持管理経費の縮減・平準化を図ります。



下高井戸おおぞら公園



複合遊具

(車いすのまま頂上まで登ることができる)
【だれもが遊べる児童遊具広場整備(東京都)】

(2) 都立公園・緑地の整備促進

- 区を代表するみどりの拠点である和田堀公園や善福寺川緑地、善福寺公園、高井戸公園の整備を促進します。

2 民有地などのまとまったみどりの保全

(1) 屋敷林等の保全強化

- 「杉並らしいみどりの保全地区」においてボランティアとともに、屋敷林公開イベント等、地域にとって屋敷林等が貴重な区民共通の資産であることの理解を広める取組のほか、屋敷林等の保全に資する様々な活動を進めていきます。
- 都市緑地法に基づく緑地協定やみどりの条例に基づく協定により、民有地の永続性のある緑化を推進します。



民有地のみどり

(2) 農地の保全

- 区内の貴重な農地が存続しやすい環境づくりのため、他の自治体やＪＡ（農業協同組合）と情報共有や意見交換を行います。
- 区内の農地については、農業委員会、ＪＡ（農業協同組合）等と連携し、農業者のニーズに応じた相談・支援等を行い、農地の保全を図ります。
- 新たに指定された特定生産緑地*の適正管理とともに、多くの生産緑地地区*が指定されるよう、東京都の「緑確保の総合的な方針」なども踏まえながら、対応策に取り組みます。

(3) 特別緑地保全地区の活用

- 特別緑地保全地区制度の普及・啓発を図り、社寺林や屋敷林などのまとまったみどりを中心に、新たな指定を検討します。

(4) 市民緑地の指定等

- 一定規模以上の良好な樹林地を保全するため、都市緑地法に基づく市民緑地「いこいの森」の設置・維持を進めます。
- 法定面積に満たない規模の樹林地の保全制度を検討します。

3 まちなみのみどりの保護と充実

(1) 場所の状況に応じた緑化

- ① 住宅地のみどりの保全・育成
 - みどりを創る取組を支援し、景観の向上、災害にも強いまちづくりを推進します。
(みどりを創る取組支援策の例)

・屋上・壁面緑化助成 ・ブロック塀等の生け垣化助成 等

- 戸建住宅では生け垣など道路沿いの緑化等を進め、地域のなかで調和のとれたみどり豊かな住宅地を育成します。
- 集合住宅では、道路沿いに開放感のある緑化スペースを創出するとともに、可能な限り屋上も緑化するよう誘導します。
- 住宅団地では開放的な緑化と大木の育成を誘導するとともに、通路・道路沿いには並木やコミュニティ花壇*などの緑化を進め、団地全体が緑地となるように誘導します。

② 商業・業務地の緑化

- 商店街では、商業活性化の一助として買い物客などに憩いとうるおいをもたらすよう、歩行環境に配慮した上で、店先の緑化を誘導します。
- 商業・業務ビル及びマンション等においては、開放感のある緑化スペースを創出して植樹や花壇の整備による緑化を進めるとともに、壁面や屋上、駐車場周辺の緑化を誘導します。

③ 公共公益施設の緑化

- 道路については、道路幅員や歩道の設置状況などに応じて、植樹や植込みによる緑化を図ります。
- 駅前広場については、交通機能を確保しながら、シンボルツリーの植樹などにより、地区の玄関にふさわしい緑化を図ります。
- 鉄道敷地の法面や柵、駅施設の屋上や壁面の緑化などにより鉄道利用者などがみどりとのかれあいを楽しめるように緑化を誘導します。
- 区立施設や学校、大規模病院などの公共公益施設について、敷地規模に応じて樹林地や大木などの保全・育成に努めます。
- 公共公益施設の接道部の緑化を進め、施設利用者や通行人など誰もがみどりと親しめるように努めます。



緑化助成

(2) 民有地の緑化の推進

- みどりの条例に基づき、すべての建築行為等を対象に緑化計画などによる緑化指導の充実を図ります。
- 建築物の建築などに際して、敷地の一定割合の緑化を義務付ける緑化地域制度の導入を他の制度との整合を図りながら検討します。
- 大規模な民間開発事業に際しては、既存樹木の保全や公開緑地の整備、接道部の緑化などにより、質の高いみどりの確保を誘導します。

(3) 生物多様性*に配慮したみどりの質の向上

- 生物多様性の維持・確保を図るため、在来植物を活用した施設整備等における緑化の指針の作成に取り組みます。
- 区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に取り組みます。
- 落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を推進することで、みどりが持つ多面的な機能・役割を発揮できるまちづくりを推進します。

⑥ みどりと水のまちづくり方針

(4) 協働によるみどりの保全・育成

- 公園・緑地の整備においては、計画段階から区民との協働による取組を推進します。
- みどりの条例に基づく地区指定制度*を活用して、区民、事業者、区の協働による地域緑化のモデル的取組を進めます。
- 顕彰制度*の効果的な活用を進め、優れたみどりの保全・創出に取り組みます。
- みどりの条例に基づき、保護樹木、保護樹林などを指定するとともに、所有者負担の軽減などの効果的な支援策を講じて、保全を図ります。
- 地域のランドマークとなっている巨樹や景観木等を貴重木として指定し、樹木医の派遣などによって、積極的に保全を図ります。
- 花咲かせ隊や公園育て組、みどりのボランティアなどみどりの活動を行っている団体や個人を多角的に支援します。
- みどりの基金を効果的に積み立てて、みどりの保全や緑化などに取り組みます。



みどりのボランティア杉並

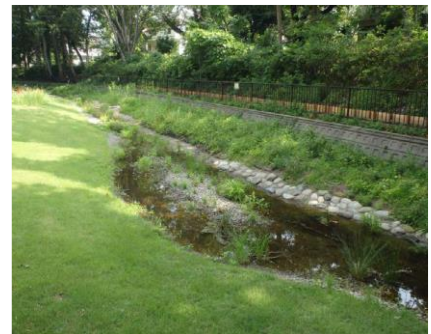
(5) みどりの普及・啓発

- みどりに関する情報の発信や地域イベントの開催、みどりの相談所の設置などを通して、幅広くみどりの普及・啓発を図ります。

4 水と水辺のある環境づくり

(1) 水辺環境の保全と親水化

- 河川については、治水や環境の課題を調整のうえ、生態系の保護や良好な水辺空間の創出に配慮した河川整備を進めます。
- 多様な動植物が生息、生育、繁殖できるうるおいと安らぎのある水辺環境のシンボリック取組として、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業を区民との協働により進めます。
- 河川沿いの緑化や公園・緑地と一体となった親水護岸の整備、公園内の小さな流れや池・湿地の整備などを進め、区民が水と親しめる環境づくりを推進します。



遅野井川親水施設

- 河川施設を適切に管理することによって、安全で快適な河川環境を確保します。
- 東京都や隣接自治体と連携して、合流式下水道の改善を進め、河川の水質向上を図ります。

(2) 地下水・湧水の保全・回復

- グリーンインフラ*の考えを活用し、みどりの保全・創出による自然回復に努めることで地下水・湧水の保全・回復を図ります。
- 地下水・湧水の保全・回復に寄与する、透水性舗装や雨水浸透ます等の整備を促進します。

5 みどりと水のネットワークの形成

(1) みどりの基本計画

- 公園整備、屋敷林や農地などの保全、みどりのベルト*づくり、緑化助成*制度などの施策を総合的、計画的に進め、みどりの保全・創出を推進し、水とみどりのネットワークの形成を図ります。
- みどりの実態調査を実施し、区内のみどりの実態を把握した上で、グリーンインフラ*の考えを活用した「杉並区みどりの基本計画」を改定します。

(2) みどりの拠点の形成

- 「みどりの拠点」となる公園周辺について、区民がゆとりとうるおいを享受できる拠点として、またみどりに囲まれた中でレクリエーションやスポーツに親しむ憩いの空間等として、豊かなみどりや水を生かしたネットワークの核の形成を図ります。

(みどりの拠点)

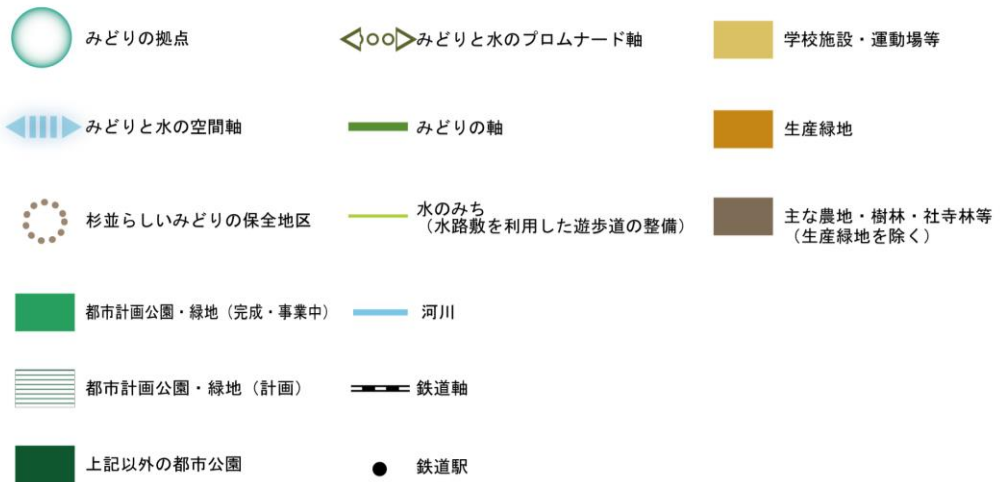
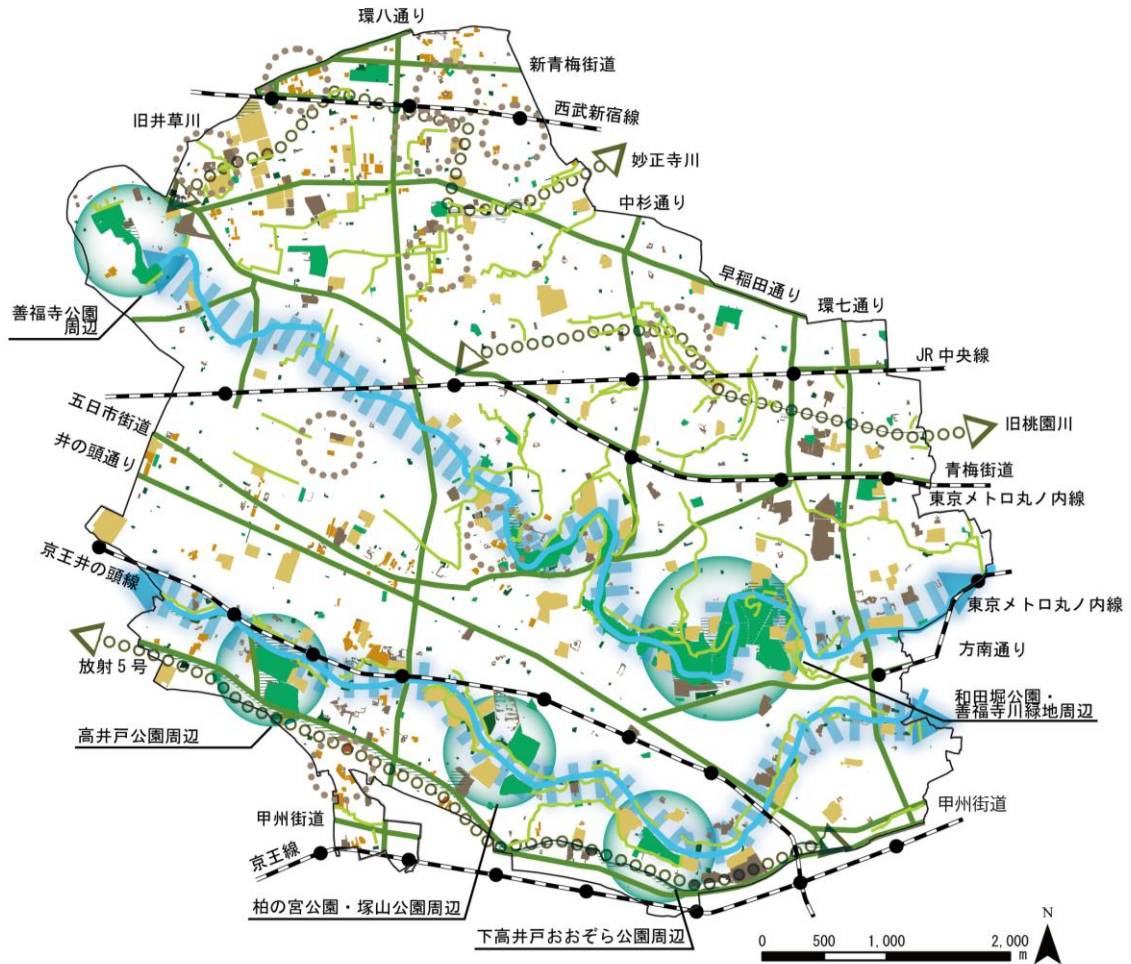
都立公園	・和田堀公園・善福寺川緑地周辺 ・善福寺公園周辺 ・高井戸公園周辺
区立公園	・柏の宮公園・塚山公園周辺 ・下高井戸おおぞら公園周辺

(3) みどりと水の空間軸づくり

- みどりのベルトづくり事業を推進することで、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。
- 善福寺川及び神田川一帯は、「みどりと水の空間軸」と位置付け、河川空間や河川沿いの公園を中心とした奥行きがあり、質の高いみどりの帯の形成を進めます。
- 河川沿いの都市計画公園・緑地の整備を進めるとともに、新たな河川沿いの公園・緑地の確保に努めます。
- 高井戸公園や幹線道路の整備、景観計画に基づく施策などと連携しながら玉川上水緑地と周辺の整備を進め、まとまったみどりが連続する快適な散策空間の創出を図ります。
- 妙正寺川、旧井草川、旧桃園川、玉川上水を「みどりと水のプロムナード軸」として位置付け、安全で快適なみどりのプロムナードの形成を図ります。
- 幹線道路について、国や都とともに歩道部分の積極的な緑化に努め、「みどりの軸」として形成を図ります。

⑥ みどりと水のまちづくり方針

○ みどりと水のまちづくり方針図



7 景観まちづくり方針

基本的な考え方

1 杉並らしい景観づくりの推進

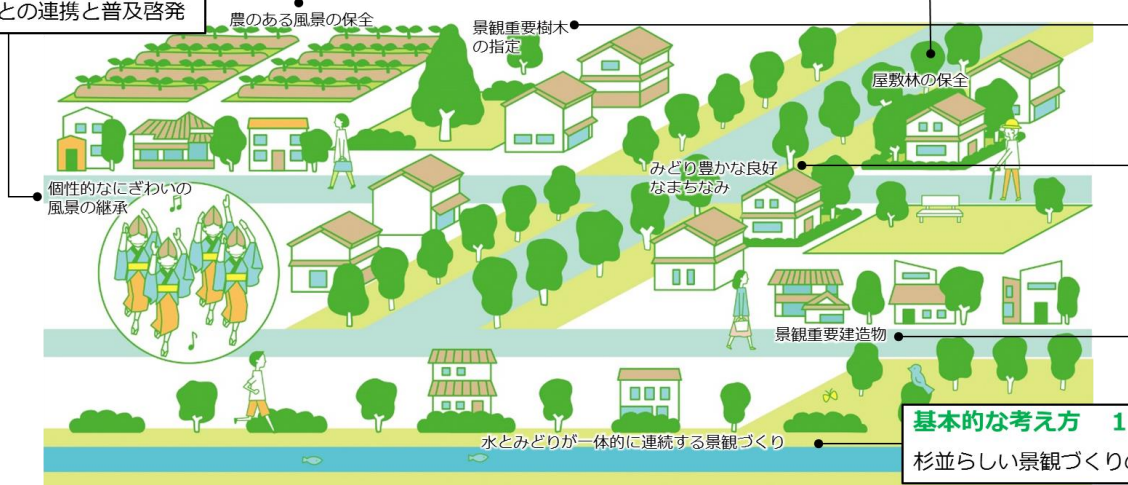
景観法に基づく行為の届出制度や景観重要公共施設の指定、景観形成指針の運用、大規模建築物の建築等に係る事前協議などの取組を通じて、みどり豊かな住宅都市としての杉並らしい景観づくりを推進します。

2 他施策との連携と普及啓発

みどりの保全・育成や区、区民及び事業者の協働による景観づくりを推進するため、他施策との連携を図ります。また、これらの取組を進めるにあたり、広く区民・事業者への普及啓発を図り、良好な景観形成に繋がります。

基本的な考え方 2

他施策との連携と普及啓発



景観まちづくり方針の基本的な考え方のイメージ

1 杉並らしい景観づくりの推進

(1) 地区特性に応じた景観づくり

○水とみどりの景観形成重点地区では、建物の配置や規模、色彩、意匠、緑化など、水とみどりが一体的に連続する景観に調和した建築物等の建築を誘導することなどにより、季節感とうるおい、地域の歴史が感じられる景観形成を図ります。



善福寺川

(水とみどりの景観形成重点地区)

・ 神田川沿い周辺 ・ 玉川上水沿い周辺 ・ 善福寺川沿い周辺 ・ 妙正寺川沿い周辺

○景観形成重点地区以外の一般地域では、低密度住宅地、駅周辺の商業地などそれぞれの市街地特性に応じた景観基準に基づく建築物などの建築等を誘導し、良好な景観形成を図ります。

(2) 景観形成指針と事前協議による景観づくり

- 地域の景観形成に大きな影響を与える大規模マンションやオフィスビルなどの建築については、建物の配置や色彩、意匠などを大規模建築物景観形成指針*に示し、事業者に周知します。
- 公共建築物や幹線道路、生活道路、河川、橋梁、公園・緑地などの公共施設の整備については、公共施設景観形成指針*に則した計画とします。
- 事前協議を通して良好な景観形成を誘導します。

(3) 屋外広告物の景観誘導

- 屋外広告物は、屋外広告物条例を踏まえ、規模、位置、形態、色彩等について、地域にふさわしい良好な景観の形成に寄与するよう表示・掲出を誘導します。
- 特に住宅系の用途地域及び景観形成重点地区においては、事前相談などを通して住宅都市にふさわしい良好な景観形成を誘導します。

(4) 景観重要公共施設の整備

○景観形成において重要な河川、道路、公園などの公共施設は、「景観重要公共施設」と位置付け、地域における良好な景観の形成に配慮した整備を図ります。

(5) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

- 杉並の自然や歴史、文化などを今に伝え、良好な景観を形成している建築物や樹木をそれぞれ景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、地域の大切な財産として共有を図ります。



景観重要樹木（ケヤキ）

(6) 景観協定による景観形成

- 建築物の建築に際して、その地区における複数の所有者や地権者の合意により色彩や意匠、接道部の緑化などを取り決める景観協定の活用を誘導し、良好な景観づくりを支援します。

(7) 景観モデル地区における景観形成

- 地域住民との協働により景観づくりが行われてきた地区、地域住民の発意により景観づくりが行われてきた地区、みどり豊かな住宅地として特に良好なまちなみを残す地区について、様々な取組を活用しながら景観づくりを進めます。

(景観形成モデル地区)

中杉通り沿道周辺地区	誰もが快適に集い、安全に買い物や散策のできる魅力ある空間形成・景観形成を進めます。
大田黒公園周辺地区	歴史的、文化的な雰囲気大切に継承するとともに、区内外からも魅力あるまちづくりを展開するため、荻窪駅周辺まちづくりと連携し、良好な景観づくりに取り組んでいきます。
善福寺公園周辺地区	将来にわたりこの地区の美しいまちなみを保全するとともに、屋敷林や庭木、生け垣などの宅地内のみどりの保全・育成等により、面的に広がりのあるみどり豊かなゆとりあるまちなみの形成を図ります。

2 他施策との連携と普及啓発

みどりの施策やまちづくり施策などとの連携により、効果的で実効性ある総合的な景観形成を推進します。

(1) みどりの施策と連携した景観づくり

- 区内のみどりは、人々に落ち着きと安らぎを与える景観であることから、CO₂吸収の視点も含め、地域の貴重な景観資源として保全・創出を図ります。
- 武蔵野の面影をとどめる価値ある屋敷林や農のある風景をみどりの施策と連携しながら、地域の貴重な景観資源として保全を図ります。
- 一定規模以上の樹木や生け垣について、保護指定や維持管理の支援などにより、地域共有のみどりとして保全を図るとともに、特に外観の優れた貴重木などについて、景観法に基づく景観重要樹木制度を活用します。

7 景観まちづくり方針

- 建築物の建築などに際して緑化計画書の届出を求めるとともに、緑地や接道部の緑化などを指導することにより、みどり豊かなまちなみの形成を図ります。
- 生産緑地を保全するとともに、今に残る「農の風景」を後世に継承するため、「特定生産緑地制度」を活用するなど、みどりの施策と連携していきます。

(2) まちづくり施策と連携した景観づくり

- まちづくり条例に基づき認定されたまちづくり協議会の活動やまちづくりルールの活用により、区、区民及び事業者の協働による良好な景観形成を進めます。
- まちづくり条例に定める大規模開発事業の手続きに際しては、建物の配置や外観などについて、周辺との調和のとれた計画へ誘導することにより良好な景観形成を図ります。
- 風致地区*などの地域地区*や地区計画*の活用により、地区特性に応じた良好な市街地景観の形成を進めます。

(3) 歴史・文化の施策と連携した景観づくり

- 国の史跡である荻外荘をはじめとした歴史的な建造物や文化財など、歴史的・文化的資源を生かした景観形成を進めます。



(仮称) 荻外荘公園

(4) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 無電柱化やシンボルとなる樹木等の育成、「歩行者利便増進道路制度*」の活用、屋外広告物の規制誘導などにより、景観に優れた魅力あるまちの形成を図ります。

(5) 個性的なにぎわいの風景の継承

- 高円寺阿波踊り、阿佐谷七夕まつりなど多くの人に広く親しまれている、個性的で愉しいにぎわいの風景を大切に継承し、それらが発する魅力を区内外に発信していきます。

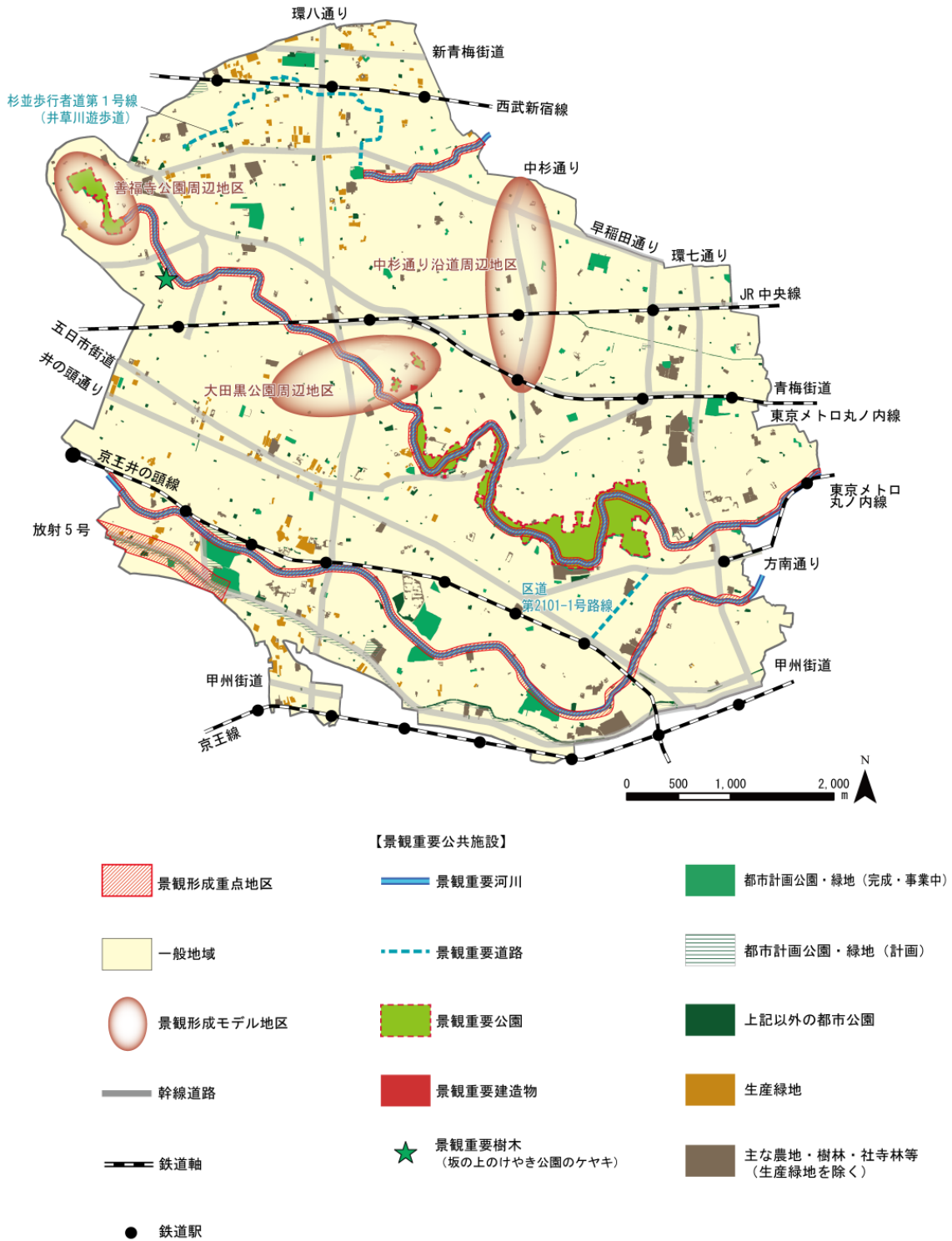


高円寺阿波踊り

(6) 普及啓発

- 外観の優れた建物や美しいまちなみ、みどり豊かな風景を保全、創出していくため、景観に対する意識を高めていくよう、引き続き普及啓発を進めます。
- 景観への関心と意識を高め、景観まちづくりへの理解を深めるとともに、区民の健康づくりを進める観点から、区内の各地域でモデルコースとなる散策路を設定し、その周辺の様々な景観資源を紹介した「すぎなみ景観ある区マップ」の普及啓発に努めます。

○ 景観まちづくり方針図



⑧ ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針

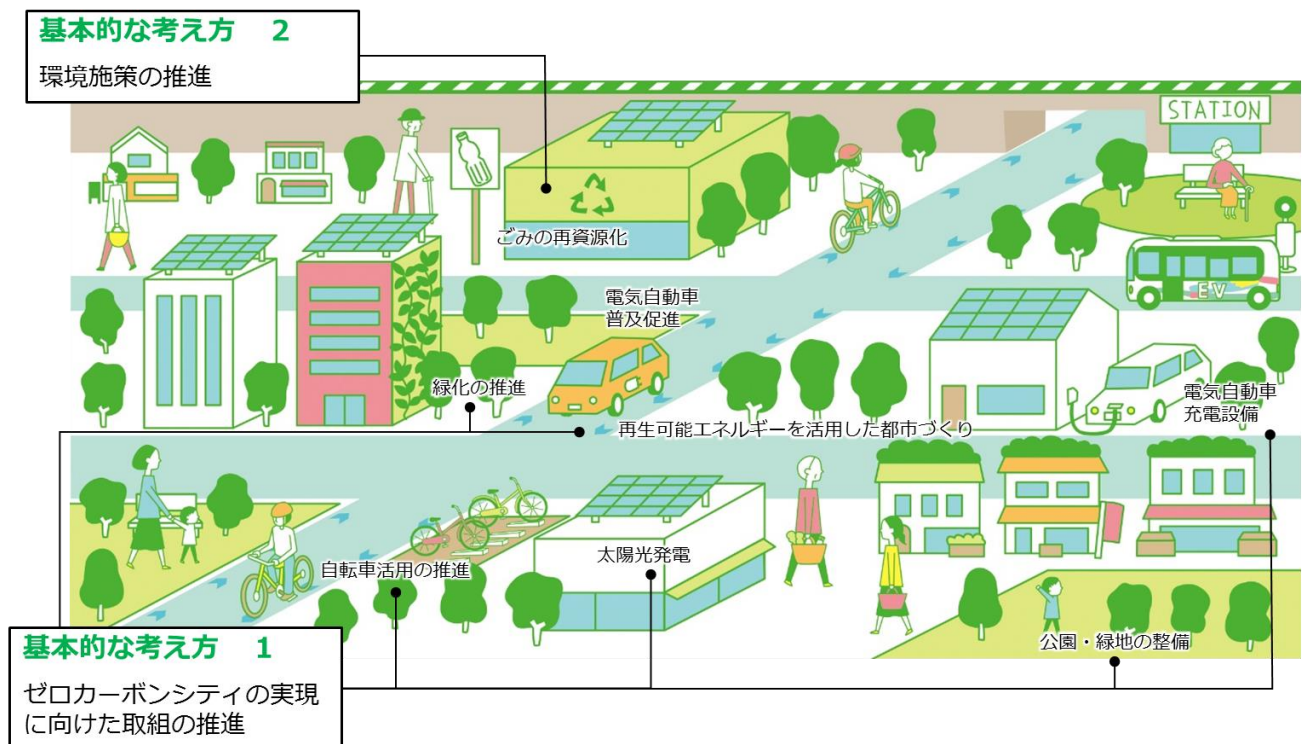
基本的な考え方

1 ゼロカーボンシティ*の実現に向けた取組の推進

ゼロカーボンシティの実現に向け、都市構造や交通体系の改善、再生可能エネルギー*の導入、省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガス*の排出量を削減する取組を推進します。

2 環境施策の推進

「杉並区環境基本計画」に基づき、再生可能エネルギー利用及び省エネルギー対策の普及・促進や循環型社会を目指す取組、区民の健康と生活環境を守る取組、みどりの保全・創出などの環境施策を総合的、計画的に推進します。



ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針の基本的な考え方のイメージ

具体的な方向性

1 ゼロカーボンシティ*の実現に向けた取組の推進

(1) 都市構造や交通体系の改善

- 商業・業務、生活サービス、公共サービス、文化・教育などの都市機能の駅周辺への集積と集約化を図り、地域特性に応じたコンパクトな多心型のまちづくりを進めることにより、人や物の移動にともなう環境負荷の軽減を図ります。
- 幹線道路網の整備、道路と鉄道の立体交差化による踏切の除却を進めるなど道路ネットワークを形成することで、渋滞緩和による走行燃費を改善し、温室効果ガス*排出量の削減を図るなど、自動車交通に起因する環境負荷の軽減を図ります。
- 区民に対して環境や健康などに配慮した交通行動を促すため、モビリティ・マネジメント*の取組を推進します。
- 温室効果ガス排出量削減に寄与する電気自動車*、プラグインハイブリッド自動車*等の普及促進を行うとともに、エコドライブ*の周知を行います。
- 「（仮称）杉並区自転車活用推進計画」を策定し、自転車活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持及び健康増進等の施策に取り組みます。
- 公園・緑地など公共緑地空間の整備や民有地の緑化推進などにより、みどりの質的・量的な充実を図ります。

(2) 再生可能エネルギー*を活用した都市づくり

- 再生可能エネルギー等の導入支援、電気自動車用充電設備導入支援、太陽光発電促進に関する講座実施等に取り組み、家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用拡大を推進します。
- 区立施設の改築時等においては、太陽光発電設備設置を可能な限り推進するなど、再生可能エネルギーの利用拡大を進めます。
- 遊休区有地等を活用した再生可能エネルギー発電事業の調査・検討を行うことや、環境に配慮した電力調達を推進する等、区立施設における再生可能エネルギーの利用拡大を推進します。



太陽光発電パネル

(3) 住宅・建築物の省エネルギー対策の促進

- 断熱改修等省エネルギー対策支援などに取り組みとともに、集合住宅等へのLED照明機器への切替支援を行うなど、建築物における省エネルギーの取組を推進します。
- 省エネルギー性能の向上や、雨水利用、太陽エネルギー利用など、環境に配慮した住宅の普及に努めます。
- 「省エネなんでも相談窓口」の開設や省エネルギー等に関する講座、省エネルギー設備等に関するパネル、体験物品の展示等に取り組み、住宅・建築物の省エネルギー化やその運用の普及啓発を推進します。
- 本庁舎等の区立施設の省エネルギー対策を推進します。

⑧ ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針

(4) ヒートアイランド*対策の促進

○ヒートアイランド現象を緩和するための対策に取り組みます。

(ヒートアイランド現象を緩和するための対策の例)

- | |
|--|
| ・ 建築設備から排出される人工排熱の低減
・ 公園・緑地の整備 建築物や敷地などの緑化促進 ・ 道路の遮熱性舗装や保水性舗装の整備 等 |
|--|

2 環境施策の推進

(1) 環境施策の計画的な推進

○「杉並区環境基本計画」に基づき、環境施策の計画的な推進を図ります。

(環境基本計画に基づく取組の例)

- | |
|---|
| ・ 大気汚染防止の推進（自動車交通に起因する環境負荷の軽減や、電気自動車等の一層の利用促進等） |
|---|

○区、区民、事業者等がごみ減量の目標を共有し、それぞれの役割と責任に応じて、ごみの発生抑制、分別の徹底や資源化の推進に向けた取組を計画的に進めます。

○食品ロスやワンウェイプラスチック*の削減など、ごみ・資源の発生抑制に重点を置いた取組を推進します。

(2) 環境に配慮するライフスタイルの促進

○区民、事業者等の環境に配慮した取組がライフスタイルの一部として浸透するよう、家庭や事業所における電気及びガスの使用量削減の取組を支援する、「すぎなみエコチャレンジ事業」を実施します。

○区民等に向けた講座・講演会や、イベント等での環境配慮行動の普及啓発、学校と連携した環境学習の推進、多世代に向けた環境学習の検討等を行い、区民一人ひとりの環境配慮行動の一層の推進を図ります。

コラム SDGsの目標とまちづくり基本方針

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、令和12年(2030年)に向けた国際目標である「SDGs*」(持続可能な開発のための2030アジェンダ)が、採択されました。

区は、これまでSDGsの考え方と目標を同じくする取組を幅広く進めてきたところです。まちづくり基本方針においては、総合方針(分野別方針)とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が重なっていることを区民に共有した上で、各取組を推進していきます。

SDGsに掲げる17のゴール		関連する総合(分野別)方針			
	目標1 貧困をなくそう	土地利用・市街地整備方針 防災・減災・事前復興まちづくり方針	道路整備方針 みどりとのまちづくり方針	交通整備方針 景観まちづくり方針	ユニバーサルデザインのまちづくり方針 ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標2 飢餓をゼロに		みどりとのまちづくり方針		ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標3 すべての人に健康と福祉を	土地利用・市街地整備方針 防災・減災・事前復興まちづくり方針		交通整備方針 景観まちづくり方針	ユニバーサルデザインのまちづくり方針 ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標4 質の高い教育をみんなに	防災・減災・事前復興まちづくり方針			ユニバーサルデザインのまちづくり方針 ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標5 ジェンダー平等を実現しよう	土地利用・市街地整備方針 防災・減災・事前復興まちづくり方針	道路整備方針	交通整備方針 景観まちづくり方針	
	目標6 安全な水とトイレを世界中に	防災・減災・事前復興まちづくり方針	みどりとのまちづくり方針	景観まちづくり方針	ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに			交通整備方針	ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標8 働きがいも 経済成長も	土地利用・市街地整備方針 防災・減災・事前復興まちづくり方針	道路整備方針 みどりとのまちづくり方針	交通整備方針 景観まちづくり方針	ユニバーサルデザインのまちづくり方針 ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標9 産業と技術革新の基礎をつくらう	土地利用・市街地整備方針 防災・減災・事前復興まちづくり方針	道路整備方針 みどりとのまちづくり方針	交通整備方針 景観まちづくり方針	ユニバーサルデザインのまちづくり方針 ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標10 人や国の不平等をなくそう				
	目標11 住み続けられるまちづくりを	土地利用・市街地整備方針 防災・減災・事前復興まちづくり方針	道路整備方針 みどりとのまちづくり方針	交通整備方針 景観まちづくり方針	ユニバーサルデザインのまちづくり方針 ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標12 つくる責任 つかう責任	土地利用・市街地整備方針	みどりとのまちづくり方針	交通整備方針 景観まちづくり方針	ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標13 気候変動に具体的な対策を	土地利用・市街地整備方針 防災・減災・事前復興まちづくり方針	道路整備方針 みどりとのまちづくり方針	交通整備方針 景観まちづくり方針	ユニバーサルデザインのまちづくり方針 ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標14 海の豊かさを守ろう				ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標15 陸の豊かさを守ろう		みどりとのまちづくり方針	景観まちづくり方針	ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針
	目標16 平和と公正をすべての人に	防災・減災・事前復興まちづくり方針			
	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	土地利用・市街地整備方針 防災・減災・事前復興まちづくり方針	道路整備方針 みどりとのまちづくり方針	交通整備方針 景観まちづくり方針	ユニバーサルデザインのまちづくり方針 ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針

